

近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立(3完) The Formation of the “Service-and Landlord Nobility” in Early Modern Brandenburg (3)

山崎 彰

YAMAZAKI, Akira

キーワード：ブランデンブルク, 農場領主(制), 官職貴族, 軍政コミサリアート

Keywords: Brandenburg, Gutsherr (schaft), adliger Amtsträger, Kriegskommissariat

序 論

第1節 16世紀における城主＝官職貴族と農場領主制の形成(以上、本誌第2号)

第2節 「17世紀危機」下におけるブランデンブルク権力構造の変容(本誌第3号)

第3節 三十年戦争後の軍事・租税財政確立と農村社会再建過程における貴族(以下、本号)

結 語

第3節 三十年戦争後の軍事・租税財政確立と農村社会再建過程における貴族

前節でわれわれは、16世紀に権力エリートとして栄えた「城主＝官職貴族」が17世紀前半に権力維持能力を失ったことと、三十年戦争下のブランデンブルク農村社会荒廃を関連づけて論じた。本節の論述を始めるに当たって、再度前節の結論をここで確認しておくことにしたい。17世紀前半における権力的混乱の第1の要因は、ホーエンツォレルン家の領土拡大に自らの利益を求めて宮廷に結集した内外の改革派貴族¹⁾に対して、身分団体を拠り所とした大多数のルター派ブランデンブルク貴族が反発を強めたことであり、このことは同国が国家的意思を統一できぬまま三十年戦争に巻き込まれ、被害を大きくしたことに重大

な責任を持っていた。次に、「城主＝官職貴族」の中から傭兵軍将校が生まれ、形成の母胎となった騎士身分と政治的に対立したばかりか、彼らが率いるブランデンブルク軍は自国の農村と都市社会を三十年戦争下で守るどころか、むしろ掠奪その他によって破壊する側に回った。この結果、1650年代初頭にはクールマルクの各クライス農村で戦前比10-50%の農民農場が残るのみで、またたとえ農場が残存したとしてもそれらの生産能力は手ひどい破壊を被っていた。17世紀後半以後のブランデンブルク社会再建にとって以上の二重の対立を克服し、権力的統合を達成することは、避けることのできない課題となった。

さて本節では17世紀後半から18世紀初頭の時代を扱うが、それは国制上は絶対主義国家の成立期にあたり、また農村社会では農場

領主制の完成期であるといわれる。この権力と社会での重大な変化については、以下のように説明するのが一般的である。1653年を最後にラント議会は召集されることがなくなり、君主権の絶対主義化の進行につれ騎士身分は領邦レベルでの発言力を減じ、この後クライス（郡）を主要な活動舞台とするようになるが、しかし上記の議会において所領支配に関し貴族に多くの特権が確認された。即ち、公課の免除、騎士領が非貴族の手に渡ることに対する制限、領主裁判権の確保、体僕制 *Leibeigenschaft* の確認、農民農場統合権限の拡大などである⁽²⁾。当時導入され強化されつつあった世襲隷民制 *Erbuntertänigkeit* ともあいまって、貴族は国制での権限削減の代償に所領での支配権強化を手に入れ、これによって農場領主制を確立することが可能となった。このように説く議論は、古典的学説として確立しているといって差し支えなからう⁽³⁾。

しかし前節での検討の結果を踏まえるならば、次の3点の疑問に上記の議論が答えていないことに、われわれは不満を持たないわけにはいかない。第1に、選帝侯権と騎士身分の対立が社会的には改革派宮廷貴族とルター派ブランデンブルク貴族の対抗という側面を併せ持っていることを考慮した場合、国制上の議論に終始することができないのは自明であり、この2つの階層が17世紀後半以降、権力や社会でどのような位置を占めたか、またブランデンブルク貴族を権力に統合することができたか否かを、社会的実態面から明らかにしなければならない⁽⁴⁾。第2に、もともと共にブランデンブルク貴族に属していた傭兵軍将校と騎士身分間で展開された身内の抗争は、権力的対抗関係として選帝侯権と騎士身

分の対立以上に深刻であったことが見逃されている。権力的統合の対象は、一方の地域身分団体ばかりではなく傭兵軍団とその将校に対しても向けねばならなかった。ブランデンブルク貴族が生み出した分裂と抗争が、権力的にいかにか克服されたかが説明されねばならないだろう。第3に、三十年戦争により人口と農場を大幅に減じ、生産能力を決定的に破壊され荒廃した農村社会において、どのようにしたら領主支配の強化が可能であったかというわれわれの疑問⁽⁵⁾に対して、古典的説明は全く解答を与えることができない。農場領主制の確立過程の検討は、三十年戦争とその後のブランデンブルク農村社会再建過程の苦難の意味を充分考慮したものでなければならない。本節は以上3点の解明を課題としている。

I 宮廷社会と権力エリートの構成

1 宮廷・御領地行財政の転換と「宮廷都市地帯」形成

1640年のフリードリヒ・ヴィルヘルム即位とともに枢密参議会が再建され、ゲーツェ S. v. Götze、ガンズ A. G. Gans zu Putlitz、ヴィンターフェルト S. v. Winterfeld、クネーゼベック Th. v. Knesbeck など、ブランデンブルク名門貴族の出身者が参議に任命されると同時に、同じく名門一門に属していたが同時に傭兵軍将校でもあったブルクストルフ K. v. Burgsdorf、リベック H. G. v. Ribbeck、フュール C. B. v. Pfuell が登用されていたことは既に述べた⁽¹⁾。一見16世紀の「城主＝官職貴族」層が復権を果たしたごとき印象を与えるが、しかし枢密参議会の構成は40年代末よ

り50年代にかけて様変わりすることになる⁽²⁾。その契機は、選帝侯の信頼を得て40年代のブランデンブルク＝プロイセン政治をリードしたブルクスドルフの51-2年における失脚である。ブランデンブルク貴族としては、新旧総軍政コミサールのブルメンタールJ. F. v. BlumenthalやプラーテンC. E. v. Platen、元帥のシュパールO. C. v. Sparrがいずれも枢密参議としてその後も一定の役割を果たすにしても、ブルクスドルフが去った後、ブランデンブルク貴族が宮廷や国政で指導的地位を失っていったことは否定しがたい。これにかわって51年にはポメルン貴族シュヴェリンO. v. Schwerin、帝国貴族ヴァルデックG. F. Graf zu Waldeckらが国政指導権を掌握し、これをトルノウDr. J. Tornowなど市民出身知識人が補佐する体制が枢密参議会で形成されていった。なるほど50年代にはブルメンタールがシュヴェリンやヴァルデックに対して対抗的な役を演じたが、その彼も53年にはヴァルデックとの政争に敗れ、またブランデンブルクの内政に力を尽くしたクネーゼベックが58年に死去すると、ブランデンブルクの伝統的名門貴族達の宮廷での影響力減退は覆いがたいものとなった⁽³⁾。

このような宮廷におけるブランデンブルク貴族の後退は御領地改革とも密接な関係を有していたゆえ、以下この点から考察を続けたい。16世紀に関しては既に述べたとおり、宮廷官と並んでアムツハウプトマン(御領地官)とランデスハウプトマン(クライス行政官)が三大官職を構成した。特にブランデンブルクの有力貴族達は、選帝侯から債権の抵当としての御領地経営に加えて御領地官職を獲得することに熱心であり、アムツハウプトマン

職は当時であっては最大の利権官職であったことは既に本稿でも強調したところである⁽⁴⁾。御領地は事実上彼らの私領地と基本的には大差のない存在となっていた。しかし1651年にヴァルデックやシュヴェリンがブルクスドルフに代わって国政指導権を得ると事態は変化し、国家御領地参事会Staatskammerratの設立を通じて彼らは御領地行財政の根本的変革を試みることになる。その後、御領地財務庁Amtskammerの長官となったカンシュタインR. v. Canstein(1659年就任)やグラデーベックB. v. Gladebeck(1678年就任)、また89年に設立された宮廷御領地財務府Hofkammerの初代長官クニップハウゼンD. Freih. v. Inn-u. Knyphausenがこれを引き継ぎ、御領地改革を実現していった。この改革の経過と内容については詳しく検討したことがあるので⁽⁵⁾、その結論として次の2点をここではあげるにとどめる。①御領地管区Amt毎の自律的運営体制を改め、御領地財務庁や宮廷御領地財務府といった中央官庁を強化し、これらが作成する予算に従って御領地運営を行わせるとともに、中央御領地金庫General-Domänenkasse整備を通じて収支を一括管理し、各御領地管区レベルでの勝手な資金流用を不可能にさせていった。②長期的に見るならば、御領地経営はアムツハウプトマンを中心とする行政の直接経営から総小作人Generalpächterによるより専門的経営体制に移行し、しかもこの総小作経営から貴族は排除され、経営は市民に任されることになった。この結果御領地官職は、ブランデンブルク貴族にとって利権的性格であることを止めたが、他方その過程で、御領地収入は中央金庫即ち宮廷へ集中されていったゆえ、宮

廷の官職が重きを持つようになるのは必定であった。権力エリートの御領地（地域）から宮廷（中央）への集中過程が、御領地＝宮廷行政Kammerverwaltungの改革とともに進行したといえる。加えて既に述べたとおり、宮廷における最高行政官職であった枢密参議会においても、ブランデンブルク貴族の勢力後退が50年代に明白となり、御領地行政の転換と宮廷での権力関係変動の関連性をうかがわせるが、実際に宮廷での権力者ブルクスドルフとともに、彼と親密な関係にあり御領地財務長官であったアルニムB. v. Arnimが52年に地位を追われていた⁶⁾。宮廷と御領地行政で同時に名門ブランデンブルク貴族の実力者達が、ヴァルデックやシュヴェリンらの新興勢力に敗れ去ったことは、両分野での権力変動が互いに連動していたことを示すものといっただろう。

さらに御領地改革は財政を通じてのみならず、「宮廷都市地帯」Residenzlandschaft形成によってもまた宮廷Hofの確立に寄与することになったが、そこではブランデンブルク貴族の地位低下が再び露呈することになる。1539年のヨアヒム2世のルター派への改宗以降、修道院・教会領の世俗化とともに御領地は一時的に拡大するが、16世紀にはその多くが抵当として有力貴族の掌中に帰すばかりではなく、寵臣に対して封として譲渡されてしまったものもあったことは第1節で述べておいた⁷⁾。しかし1651年にシュヴェリンが御領地行政の指導権を握ると、一転して御領地の分散・私領地化に対して本格的な歯止めが掛けられるようになる。即ち52/3年のラント議会で課税承認されたコントリブチオンを財源にして、アルトマルクの4つの御領地管

区を請け戻したのを嚆矢に⁸⁾、この後御領地を封として譲渡することはもちろん、抵当化も回避するようになった。そればかりか御領地拡大に向けて政策の舵を切り、特にベルリン、ポツダム両宮廷都市周辺においてそれが精力的に追求されたことは注目すべきである。17、8世紀におけるミッテルマルク各クライスの御領地によってこの点を確認してみることしよう（第14-16表）。いずれのクライスとも17世紀後半以降御領地の拡大が見られるが、特にベルリンの南方に位置するテルトウでそれが顕著であることは明らかであろう。ここでは128村落中、御領地行政によって一括所有されたそれは38（1650年）より53（1700年）、77（1750年）へと増大している。特にシェンク家Schenk v. Landsberg（ベルリンより南東）とシュラーブレンドルフ家v. Schlabrendorf（ベルリンより南西）の2つの名家が大きく領地を減らし、その多くが御領地となったが、前者は完全に家系断絶し、それが所有していたヴスターハウゼンHerrschaft Königs WusterhausenとトイピッツHerrschaft Teupitzの巨大領地が御領地に帰している。これに比べるとベルリン西部に位置するハーヴェルラントでの御領地拡大は、一見テルトウに比べささやかなレベルにとどまっているように見えるが、しかしベルリン、シュパンダウ（要塞都市）、ポツダム（第2宮廷都市）の周辺に限定するならば、そこで領地を多く持つハーケ家がそのほとんどを失い、それらは買い取られて御領地となった。ベルリンの北方から東方に位置する上・下バルニムについては正確な御領地村落数の統計を持っていないが⁹⁾、G. ハイフリッヒ作成による2つのブランデンブルク所領分

布地図（16世紀中葉と1800年時）を比較すると⁽¹⁰⁾、アルニム家が所有していたビーゼンタール領Rittergut Biesenthal（ベルリンより北東）とクルメンゼー家v. Krummenseeが有するアルトランズベルク領Rittergut Altlandsberg（ベルリンより東）の2つの大領地がこの間に御領地となっていることが注目される。以上の中にはシェンク家のように自ら没落・断絶した一族も含まれるが⁽¹¹⁾、しかしハーケ家領地が同家の抵抗を押し切って選帝侯の強い意志によって御領地化されたように、全体としてはベルリン、ポツダム周辺でのその拡大は君主権力の意図的政策によるものとしなければならない。その場合両都市周辺での御領地拡大の動機については、財政や経済政策的な観点からの説明では十分とはいえ、むしろ広大な「宮廷都市地帯」建設という選帝侯と宮廷エリート達の一貫した方針が介在していたことが見逃されてはならない。即ちブランデンブルク＝プロイセン国家の首都として、また君主権の隔絶性を顕示するものとして、1650年代以降ベルリンとポツダム両宮廷都市において宮殿建築・拡大に取り組んだばかりか、その後背地に森林、狩猟場を次々と獲得し、そこに数々の離宮や狩猟用城館、庭園を建設し配置していったのである⁽¹²⁾。特にここでは、B. v. アルニムにかわって50年代に御領地行政を指導したシュヴェリンが選帝侯の意志を体して、ベルリンとポツダム周辺の御領地拡大に巨大な役割を果たしたことが注目される。60年に彼は選帝侯の指示を受けて、抵当としてハーケ家に渡っていたポツダム御領地管区の請け戻しに成功したのを皮切りに、同家からボルニム、ドレヴィッツ領買上げを実現した。また彼は妻の

実家であるシュラープレンドルフ家より自ら領地を買い求め、これを選帝侯に転売することで御領地拡大に貢献している。他にも50年代以降クルメンゼー家などから買い集めて、上バルニムにアルトランズベルク巨大領地を作り出していったが、これもシュヴェリン家は1708年に国王フリードリッヒ1世の求めに応じて御領地行政に売却しているため、長期的に見るならばここでも「宮廷都市地帯」の拡大に貢献していたといえる⁽¹³⁾。17世紀後半以降のクールマルク所領所有構造の変化については後により詳しく検討するが、ここで予めごく概括的にまとめておくならば、ベルリン、ポツダム周辺に御領地が拡大し、それを囲うように新興宮廷エリートが領地を求め、旧来からのブランデンブルク貴族は外縁部分に追いやられていく傾向を持っていた。従って「宮廷都市地帯」の成立にともない、両宮廷都市周辺ではシュラープレンドルフ家やクルメンゼー家の領地に見られるように、伝統的貴族から新興宮廷貴族を介して御領地に帰すというのが、領地移動の典型的パターンとなった⁽¹⁴⁾。所領所有の面でも、宮廷の拡大と伝統的ブランデンブルク貴族の後退を確認することができるのである。

2 大選帝侯フリードリッヒ・ヴィルヘルム治世の宮廷官職保有者

絶対主義時代ブランデンブルク＝プロイセン国家の宮廷発展がフリードリッヒ3世（国王としては1世）の治世（1688-1713）に頂点に達したことはよく知られているが、しかしフリードリッヒ・ヴィルヘルム時代（1640-88）に既にその基礎が築かれていたと考えてよい。特にヴェストファーレン条約によって

拡大した同国家の権力的中枢としてベルリン宮廷は位置づけられ、そこに新領邦（州）や帝国内外からも有為の人材が登用されていた。枢密参議会の構成より既にわれわれは、50年代にブランデンブルク貴族が宮廷で後退する一方、新興エリートの勃興があったことをみたが、以下宮廷エリートの構成についてより包括的検討を試みることにしたい。ここではフリードリッヒ・ヴィルヘルム時代のそれに関するP. パールの研究に頼ることになる。それはプロソポグラフィ的手法によって、ベルリン宮廷の上級官職保有者の構成を包括的に捉えることに成功しており、また歴大な同書付録Anhangも宮廷エリートに関する貴重なデータを多く含んでいる⁽¹⁵⁾。

パールは、フリードリッヒ・ヴィルヘルム時代のベルリン宮廷で上級官職を得た343人のエリートを様々な角度から分析しているが、彼らはいずれも選帝侯から直接任用された者達で、后や公子・女らの下にある廷臣はその中に含まれず、また宮廷で活動はするが、君主によってではなく上級官職保有者によって召し抱えられている者も除外されている⁽¹⁶⁾。さて宮廷官職は宮内職と行政職に大別される。ここでは、前者については貴族によって占められる侍従以上の官職を、また後者に関しては最高行政機関としての枢密参議会を中心に検討を進めたい⁽¹⁷⁾。

宮内職の典型的昇進コースは、小姓Pageから侍従見習Hofjunker、Kammerjunkerを経て、侍従Kammerherrさらにはそれ以上の顕官となるものだった。パールによるならば、侍従見習まで務めるブランデンブルク貴族は少なくないが、彼らにはこれ以後軍務に転じる者が多かったという⁽¹⁸⁾。それでは宮中の最

高官職はどのような人物によって占められていたのであろうか。宮内職の中で最高位にあるのが侍従長Oberkämmererであり、これに次ぐのが兵部長Obermarschallであった。双方の地位とも当初はブランデンブルク名門貴族によって確保され、前者は1660年までガンズA. G. Gans zu Putlitzが、後者は59年までロッホウO. C. v. Rochowが務めていた。しかし前者の職はその後に空席となり、後者はカンシュタインR. v. Canstein（ヴェストファーレン出身）やグルムプロウJ. E. v. Grumbkow（ポメルン出身）など領邦外出身の実力者が任命された。それに続く官職は城守Schloßhauptmann、内膳長Oberschenk、典厩長Oberstallmeister、御料長Oberjägermeisterである。前三者は当初いずれもブランデンブルク貴族によって占められていたが、56-60年にかけて領邦外出身貴族の手に渡っている。唯一の例外はベルステルE. G. v. Börstelで、このブランデンブルク貴族は内膳長を62-75年に、城守を75-8年に務めている。これに対して御料長の場合には正反対の動向が見られる。63年まではクレーヴェ出身貴族のヘルテフェルトJ. G. v. Hertefeldがその地位にあったが、その後はブランデンブルク貴族がこれを務めた⁽¹⁹⁾。以上の顕職に続くのが侍従である。君主の寵臣ではあるが、他に実務的官職が設けられるにつれ名前だけの名誉職Sinekureとなる傾向があったといわれる。実際に活動していた侍従Wirkliche Kammerherrenに限定してみるならば、ここでは2人のフィンケンシュタインChr. u. E. Finck v. Finckenstein、ヴァルトブルクG. Truchseß v. Waldburg、レーンドルフA. Graf v. Lehndorf、デーノホフF. Graf v.

Dönhoffといったプロイセン出身の大貴族達の独壇場であるといつてよく、ブランデンブルク貴族としてはマルヴィッツJ. G. v. d. Marwitzの名前を見出すだけである⁽²⁰⁾。以上のとおり、ブランデンブルク貴族が宮中より完全に排除されたわけではないにしても、ポメルンやプロイセン等の出身者によって顕職が占められる傾向が強まったことは間違いない。ここでも50年代が傾向の変わり目であったことは、留意しておく必要がある。

次に宮廷の行政職に目を転じ、枢密参議の出身地域・身分別構成を確認することから始めてみよう（第17表）。40年代に枢密参議として活動した貴族19名のうち、ブランデンブルク貴族は10名で過半数を占め、また市民4名の中でもブランデンブルク出身者は3名を数える。全体としてブランデンブルク出身者、特に貴族を中心に参議が選出されていたのは明らかであった。ブランデンブルク以外ではポメルンの3人（うち貴族2名）が続き、この中にシュヴェリンが含まれる。しかし50年代に任命された者の内訳は一変する。貴族の新任者10名のなかでブランデンブルク貴族は2名にすぎない。ここでもポメルン貴族が2名選ばれていることが注目される。また市民・新貴族6名中ブランデンブルク出身者はわずか1名であり、4人は西部諸州（クレーヴェ、マルク）や中部諸領邦（アンハルト、ブラウンシュヴァイク）の出身者であった。60年代の新任者7人の中には4名のブランデンブルク貴族が含まれ、彼らの権力的復調の兆しがあるかには見えなかったが、しかし7、80年代に選ばれたブランデンブルク貴族はプロイセンと並ぶ2名で、これはポメルンの4名を下回っている。またブランデンブルク市民は

70年代には任命されず、80年代に1名あったにすぎない。40年代の枢密参議会で圧倒的影響力を誇ったブランデンブルク貴族が後退し、人数の上ではポメルン貴族、プロイセン貴族などかわらない存在となり、出身地域の多様化が進んでいたことは以上から明らかである。また市民についても同様のことが当てはまるといえよう。ちなみに貴族に関してはポメルン、プロイセンなどオストエルベ出身者が目立つが、これは市民におけるドイツ西部、中部出身者の進出とは鋭い対照をなしている⁽²¹⁾。

以上の位の高い宮内職や枢密参議の検討で得た傾向が、上級宮廷官職保有者全体にも当てはまるのか、次に確かめることにしよう。上級官職保有者343人の中で、ブランデンブルク出身者121人に次ぐのはポメルン、シュレージェン、プロイセンからの者達である。シュレージェン出身者（16人）の多くは改革派の商人や聖職者であったが⁽²²⁾、ポメルンからの21名中16人は貴族であり、プロイセン出身者14名は全員が貴族であった⁽²³⁾。彼らの多くが当該地の名門貴族の出であることは、その出身地が父親のそれと一致する者が多いことにもよく現れている。これに比べるとブランデンブルク出身者121名の中で市民・新貴族が77名を占め、しかも父と出身地が異なる者がこの中に相当数（39名）含まれている。これに対してブランデンブルク出身の貴族は43名にとどまり、父親と同じ出身地を持つ貴族はこのうち33人であった⁽²⁴⁾。これはポメルン貴族やプロイセン貴族の倍程度であって、数の上では凌駕するとはいえ、固有のブランデンブルク貴族は宮廷エリートの10分の1を占めるにすぎなかった。加えて既にみたと

おり、彼らの多くは40年代に任命された者達であったゆえ、時間の経過につれ、伝統的ブランデンブルク貴族は国家を構成する一領邦出身者としてしかみなされなくなっていくといえるのではないか。ブランデンブルク＝プロイセン国家が単なる諸領邦の集合体にとどまらず、全体国家へと変貌するためには、ベルリン宮廷もまた、ブランデンブルクの宮廷から国家全体のそれへと転換しなければならなかったのであろう。

出身の多様化は経歴の多様化をも伴っていたが、この点については枢密参議に検討を限定することにしたい。40年代に任用されたブランデンブルク貴族の参議にも、大学の学歴、外国での将校歴を持つ者や外交官などの経験者が少なくなかった⁽²⁵⁾。しかし50年代以降任命された参議達の経歴は一層多様であり、様々な能力や経験を持つ者たちが集められている。主要な経歴をここで分類してみよう。①ベルリン宮廷で特別な活動経験はないが、しかし外交、行政、学識、交易などでの卓越した実績や能力が見込まれて登用されたケース。帝国貴族、外国宮廷や新領邦の行政官、外交官、学者、商人などに多くみられる。ヴァルデック、カンシュタイン、イエナDr. F. Jena、ブラスパイルW. W. Blaspeil、クニップハウゼン、シュメッタウW. Schmettauなどである。帝国貴族より市民まで様々な出身者が属す。②将校から任用される場合。40年代にもブルクスドルフやフェール、リベックが参議として重用されるが、この傾向はその後も続く。シュパールO. Chr. v. Sparr (49年就任)、デルフリンガーG. Derfflingerのようにオーストリア軍やスウェーデン軍で将校として活動し、その後ブランデンブルク＝プロイセン

軍の中枢を担った将校がその典型である。他にグルムプロウやドーナC. A. Burggraf zu Dohnaなどがここに分類される。デルフリンガー以外は貴族出身者である。③侯室裁判官Kammergerichtsratからの昇進者。同裁判官は宮廷行政職の中では枢密参議に次ぐ地位を享受し、また宮廷の中で最も学識を有する者たちが同裁判所に集められていた。ここから参議に選抜された者には、プラーテンDr. C. E. v. Platenのごとく貴族でありながら学識を有する者もいたほどである。他にトルノウDr. J. Tornow、グレーベンH. L. v. d. Gröben、シュヴェリン子O. v. Schwerin (d. J.)らがこれに属す。貴族、市民ともに選ばれている。④宮廷の秘書官、実力者の家庭教師・秘書。ヴァルデックの秘書であったマインダースF. Meinders、またシュヴェリンに見出されたフックスP. Fuchsのように、市民出身者が実力者にひき立てられて昇進しているのがこのケースである⁽²⁶⁾。

以上宮内職、行政職双方の検討から導き出される当面の結論として、40年代の宮廷社会がブランデンブルク貴族を中心とした比較的均質な社会であったのに対し、50年代以降に膨張した宮廷は、新領邦も含めドイツ各地から多様な階層の多様な経歴を持つ者を集めたため、そこでは複雑な権力エリート社会が作り出されていったとすることができるのではないか。もちろん17世紀後半以降、市民出身の宮廷エリートが貴族の地位を得たり、さらに下級貴族に帝国男爵や帝国伯爵の位を獲得する者が多く現れ、宮廷エリートの中で身分上昇のための共通の階梯ができあがっていったことは重要な事実であるといえるが⁽²⁷⁾、それにもかかわらず、宮廷社会は相変わらず元

来の出身身分によって分け隔てられていたことには変わりなかった。このことは宮廷エリートの通婚圏によく現れている。新貴族層が伝統的貴族と縁組みできた事例としてデルフリンガーが、ブランデンブルク貴族のシャペロウ家v. Schapelowより妻を迎えた例があるが、これは彼の軍隊内での傑出した地位によって可能となった例外であり⁽²⁸⁾、新貴族は市民や新貴族自体の中に配偶者を見出すのが一般的であった⁽²⁹⁾。他方伝統的貴族についても、彼らが元来属していた身分、即ち帝国諸侯、帝国貴族、下級貴族の境界を超えて婚姻圏を形成することはなく、さらに下級貴族の場合、出身領邦毎にそれは分け隔てられる傾向を持っていた⁽³⁰⁾。このように17世紀後半の宮廷エリート社会は単に多様であるだけではなく、出身身分・地域毎に分節化されていた。当該期の宮廷エリートの中で一頭地を抜く存在であったシュヴェリンの異例の実力も、このような宮廷社会の分節化を念頭においたときはじめて理解できるのである。即ち彼は生涯3回の結婚において妻をそれぞれシュラープレンドルフ家（ブランデンブルク貴族）、クライツェン家（プロイセン貴族）、フレミング家（ポメルン貴族）から迎え、さらに娘達を国家主要領邦出身の名門貴族家や官職貴族家、即ちブルメンタール家（ブランデンブルク貴族）、デーニホフ家、レーンドルフ家（以上プロイセン貴族）、ヴィッテンホルスト・ゾンスフェルト家、ハイデン家、ヴィリッヒ・ロトゥム家（以上クレーヴェ・マルク貴族）と満遍なく嫁がせ、これによって領邦の壁を易々と超えてしまった⁽³¹⁾。また彼ほど市民出身者の宮廷での仕官、昇進を援助した実力者はなく、息子の家庭教師や秘書官な

ど息のかかった人物が次々と宮廷で登用され、このようなクリンテル達はかわってシュヴェリンの活動を支えていった⁽³²⁾。ヴァルデックに比べ国家構想能力において劣ると評価されながら、最終的にフリードリッヒ・ヴィルヘルム時代の宮廷で比肩するもののない存在にまで彼が力を持ったのは、縁組みやパトロネージュによって、宮廷に厳然として存在する出身領邦や身分の壁を乗り越え、宮廷社会に広く人的関係を張りめぐらすことのできたその傑出した能力によるところが大きかったといわねばならない⁽³³⁾。

しかし分節化した宮廷社会をとりまとめていたのは、一部実力者の姻戚関係やパトロネージュばかりではない。一層重要であるのは、宮廷社会を地域社会から分離し、宮廷文化の特有性をきわだたせていたところの改革派信仰色の強さである。17世紀初頭以来ブランデンブルク宮廷内で改革派信仰が浸透し、これが同国国家形成に重大な影響を与えたことはつとに強調された点であり⁽³⁴⁾、本稿でも既にこの点については触れている⁽³⁵⁾。しかしここでも宮廷エリートへの改革派浸透の実態は、バールによって初めて明らかにされた。彼によるならば、上級官職保有者343名中、改革派ないしそうであると推定できる人物は167名（48.1%）に達するのに対し、ルター派ないしそうであると推定される者は105名（30.6%）にとどまる。さらに不明者69名には外国出身者が多く、彼らの中でも改革派が優位であったらうとバールは考えている⁽³⁶⁾。改革派色の一番強いのは、選帝侯と日常的に接触する度合いの高い宮内職であったが、これに対して行政職ではそれが薄まる傾向を持ち、枢密参議はほぼ2対1で改革派優位であ

るとはいえ、歴代の元帥はルター派から選ばれ、また総軍政コミサルについても治世前半にその職にあったプラーテンや後任者のマインダースはルター派であった。特に御領地行政関係の市民出身官僚でルター派色が濃厚であった⁽³⁷⁾。このように宮廷でルター派が排除されたり、少数派として不遇をかこつていたとはいえないにしても、しかし中枢部分は改革派で占められ、宮廷周辺部分の実務官僚にルター派が多く登用される傾向を持った。新生ブランデンブルク＝プロイセン国家では、ブランデンブルクに限らず、貴族も含め地域社会ではルター派信者が圧倒的であったゆえ、宮廷で改革派官職保有者が数の上で上回っていることは、改革派信仰が宮廷社会の独特の文化的特性であって、彼らの多くに特権者としての共属意識を植え付けたであろうことは疑いない。

以上のごとく17世紀後半には、ブランデンブルク貴族は宮廷の肥大化によって既得権を失ったのみならず、宮廷の中でも勢力を縮小し、ルター派に踏みとどまっていた大多数の彼らにとって、宮廷は文化的にも遠い存在となってしまった。はたしてこれによって彼らは完全に「権力エリート」の地位から滑り落ちてしまったのか、この点を次に考えることにしたい。

3 ブランデンブルク貴族と軍隊勤務

当該期における権力エリート内の公式的序列は官位規則Rangordnungが示してくれる。フリードリッヒ1世治世末期の1708年11月16日制定の位階表と、フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世即位直後の13年4月21日のそれを比較すると、後者によって重大な変更が

行われていたことが明らかになる⁽³⁸⁾。1708年における序列は、①侍従長、②元帥および州(領邦)総督、③兵部長、④王室衣装長、⑤枢密参議、⑥大将、⑦中將、⑧黒鷲騎士、⑨永代駅通長官、⑩典厩長(以下省略)の順であったが、13年には次のように改訂されている。①元帥、②総督、③大将、④侍従長、⑤中將、⑥枢密参議、⑦王室衣装長、⑧黒鷲騎士、⑨少將、⑩典厩長(以下省略)。既に1708年において軍の中枢部にあった者達は宮廷頭官に次ぐ位置を占めていたが、それでも侍従長が元帥の上にあったことが示すように、宮廷の位階上の権威は軍を上まわっていたとすることができる。しかし13年には元帥ばかりか大将さえも侍従長を抜き、さらに中將が7位から5位に、少將は18位から9位へと引き上げられていた。他に将官の位を持たない連隊長の官位も43位から19位に格上げされている。

官位上の宮廷官の後退と軍人の浮上は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世が権力統合上の中心を宮廷から軍隊へと移動させたことの現れであり、財政上の数値の変化もそれを裏付けている。即ち国家財政の二大構成部分である宮廷・御領地財政と軍事・租税財政の関係は、前王と彼の治世の間で様変わりしていた。両財政間の資金移動をみるならば、フリードリッヒ1世時代には宮廷・御領地財政から軍事・租税財政への繰入は1689年に行われたのが最後であり、これに対してこの後には後者から前者に規則的に多額の資金が移動し、宮廷重視の政策が顕著である。A. F. リーデルによると、治世末期の軍事・租税財政収入は、外国からの援助などを除き国内からの恒常的収入に限るならば、年間250万ターレル程度であったが、この中で軍事目的に利用

されたのは220万ターレルにとどまり、約30万ターレルが宮廷・民政費に移転された。ところがフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世下では、資金移動の方向は逆転し、軍隊増強のために宮廷・御領地財政も動員されるようになった。1713年から20年代中葉までは宮廷・御領地財政から軍事・租税財政へ年間30-50万ターレル程度が移転され、その後さらに増加した結果、30年代後半には年間100万ターレル以上が繰り入れられていたのである⁽³⁹⁾。このように官位表によっても、また財政政策からも、18世紀前半に権力の比重が宮廷より軍隊へと移動したことを確かめることができる。このため当該期の権力エリートを、宮廷にのみ求めるのは不十分であるといえよう。

17世紀後半の宮廷拡大は伝統的ブランデンブルク貴族を権力に統合するよりも、むしろ圧迫し排除する方向に作用したことをこれまで明らかにしてきたが、いまひとつの権力の核として宮廷と並び、それを凌駕していった軍隊におけるブランデンブルク貴族の位置はどのようなものであったか、次に検討することにしたい。軍隊内権力エリートの構成に関する最も注目すべきものとして、ハーンの研究⁽⁴⁰⁾がある。彼は、1650-1725年の間にブランデンブルク＝プロイセン軍で活動した連隊長クラス（将軍も含む）の将校378名を探し出し、バールほど体系的・網羅的ではないが、プロソポグラフィ的手法を一部利用しつつ分析を試みている⁽⁴¹⁾。彼の研究対象とする時期は本節が扱うそれと一致しており、われわれにとって教えられるところが大きい。378名の出身身分・地域別の構成を先ず確認しておこう。数量上は下級貴族が264名と全

体の7割を占め、これに帝国諸侯、ユグノー（貴族）を含めるならば貴族は9割弱（331名）となって、宮廷に比べるならばはるかに貴族優位の社会であったことが明らかである。他方出身地別構成は不明分46を除き、国内出身者が216人で65.1%を占めるが、この中の107人、従って全体の32.2%がブランデンブルク出身者であった。378名の中から帝国諸侯とユグノーを除いた人数（311名）の中では、下級貴族が84.9%、市民・農民・新貴族が15.1%を占めていた。もしブランデンブルクの貴族出身者と市民等の間の比率もこれと同程度であると仮定するならば、ブランデンブルク貴族は90名強となり、全連隊長の中で4分の1強の一大勢力を成していたと推測される。ハーンはこの中にブランデンブルク外出身者を祖先に持つ者もあったことを否定していないが⁽⁴²⁾、それにしても17世紀後半に、ブランデンブルク貴族が宮廷エリートにおいて10分の1程度の勢力にすぎなかったことを考慮するならば、軍隊内への彼らの進出は一層注目に値する。

以上のとおり、数字上は連隊長クラスでブランデンブルク貴族が4分の1程度を占めていたと思われるが、そうであるからといって彼らが軍の中枢部も同じような比率で掌握していたことにはならない。確かに40年代にはブルクスドルフやフェールらのブランデンブルク貴族が同軍の中で強力な指導力を発揮していた。しかし50年代、特にスウェーデン＝ポーランド戦争（1655-60）の間に外国軍から多くの将校を招聘したことにより、指導部に大きな変化があった。50年代以降ブランデンブルク＝プロイセン軍を率いた将軍達には、元帥のシュパールの他にもゲルツェJ. E. v.

Görtzke、クァストA. C. v. Quast、ゲーツェJ. E. v. Götzeなど三十年戦争後にスウェーデン軍やオーストリア軍から母国軍に戻ったブランデンブルク貴族も含まれていた。しかしブランデンブルク貴族外からもデルフリンガー、ドーナ、アンハルト・デッサウ侯J. G. II Fürst v. Anhalt-Dessauのような次代の同国軍を担う人材が、50年代後半には次々と加わっている⁽⁴³⁾。この結果フリードリヒ・ヴィルヘルム死去時(1688年)の同国軍将軍の構成は、ブランデンブルク外出身者が優勢となっている。即ちデルフリンガーとアンハルト・デッサウ侯を頂点とする13名の将軍のうち、ブランデンブルク貴族はバルフスJ. A. v. BarfusとマルヴィッツK. H. v. d. Marwitzの2人とどまっていた⁽⁴⁴⁾。アンハルト・デッサウのような帝国諸侯やそれらの公子は、ブランデンブルク＝プロイセンの衛星国家君主として軍隊で厚遇され、またドーナ家、デーノンホッフ家などプロイセンの大貴族達にも若年(33歳以下)のうちに連隊長に昇進する者が多かった⁽⁴⁵⁾。さらに宮廷同様ここでも、文官でありながらシュヴェリンは女婿に4人もの将軍を持ち、また同じくグルムプコウも軍隊内に強大な閥を形成することに成功し、ポメルン貴族の力にも目を見張らせるものがあるが、91年に元帥の地位を得たフレミングH. H. v. Flemmingも同貴族であった⁽⁴⁶⁾。これに対して、高齢(52歳以上)でようやく連隊長のポストを手に入れた者にブランデンブルク貴族が目立っていた⁽⁴⁷⁾。

次にわれわれはF. ゲーゼの研究によって、ブランデンブルク貴族の中でどの程度の者達が軍隊勤務を経験したかをみるが⁽⁴⁸⁾、これによって連隊長クラスにブランデンブルク貴族

が多く含まれているにもかかわらず、彼らの昇進が遅く、さらに軍中枢部＝将軍の地位に達する者が少なかった事情の一端も明らかになるだろう。彼の研究によると1713年時点のクールマルク騎士領所有者全693人(うち市民41人)の中で、現役将校は128名(外国軍勤務18名を含む)、退役将校は93名で計221名に達し、既に軍隊勤務経験者が3割を超えていた。これに比べるならば文官経験者は106名にすぎない。他方ノイマルク貴族の軍隊勤務経験者の比率はさらに高く、現役・退役将校は全騎士領所有者(うち市民24名)の中で4割を占めている(497人中199名)。18世紀後半には軍隊経験者の比率はさらに高まっていることは、1769年の数字をみるならば一目瞭然となる。クールマルク騎士領所有者577名(うち市民65人)の中で、文官経験者は112名であるのに対し軍隊経験者は323人にのぼり、過半数の者が軍隊勤務経験を有していたが、特に退役将校が現役将校の1.5倍に達していることが興味深い(194対129)。この数字の中で、軍隊勤務経験者の比率の高さとともに注目すべきは次の2点である。第1は、クールマルク貴族以上にノイマルク貴族に軍隊勤務への指向が強くみられる点である。これについてゲーゼは、クールマルクに比べ所領規模の小さい貴族がノイマルクに多く、領主の地位にこだわるだけでは貴族身分に相応しい生活が不可能であったゆえに、士官となる者が多くここから輩出されたと推測している⁽⁴⁹⁾。第2は、退役将校の比率の高さであり、これは領地を相続した時点で多くの貴族が軍隊から退いたことによる⁽⁵⁰⁾。このため長期にわたって軍隊勤務する貴族には、一族の当主とならなかった者が多かったと推測

することが可能となる。以上から、比較的所領規模の小さい貴族家が将校を多く送り出し、しかも当主の地位を得られなかった者が長期にわたって勤務する傾向を持っていたと、彼らの軍隊勤務を性格づけることができるのではないか。後に述べるように17世紀後半以後も、軍団運営のために将校達は自己資金を準備する責任を有していたことを考えるならば、このような群小貴族達にとっては将軍となるのはもちろん、連隊長の地位を得るのさえ困難であったことは容易に推測がつくといえるのである⁽⁵¹⁾。

従ってこれまでの検討をまとめるならば次のとおりになるだろう。軍隊内で厚遇されたとはいえないにしても、絶対主義国家成立期において全体としてブランデンブルク貴族は宮廷よりも、むしろ軍隊の場でそれに参画する指向を強めた。なるほど将軍レベルの指揮官では、宮廷同様に帝国貴族や他領邦出身者に対して指導的地位を譲っていったが、しかし連隊長以下の部隊運営を支える人材を多く送り出した。新生ブランデンブルク＝プロイセン国家の頂点部分のエリートとなるのではなく、むしろ軍隊組織の現場指揮官として国家に忠勤する、というのが彼らの典型的な姿であった。17世紀前半に既に、ブランデンブルク貴族が獲得を目指す官職は、御領地官より将校へと移行していったと前節で述べておいたが⁽⁵²⁾、世紀後半以降このような傾向が一層明瞭になっていったといえるだろう。

II 軍政組織と軍事・租税財政の確立

1 総軍政コミサリアートとクールマルク 軍事金庫の形成

三十年戦争終了後もポメルンの領有をめぐるスウェーデンとは軍事的緊張関係にあり、さらにその後もブランデンブルク＝プロイセン国家はスウェーデン＝ポーランド戦争、ブランデンブルク＝スウェーデン戦争、ルイ14世の諸戦争と、断続的に戦争にさらされる。この結果17世紀後半には同国の兵力は増減を繰り返しつつも、最終的には格段の増加を経験し、三十年戦争終了時に50余りであった中隊数は90年代に300を超えるに至った⁽¹⁾。三十年戦争時にブランデンブルク国家にとって急務となった課題は、同じくブランデンブルク貴族に属しながら対立しあい、戦争被害を拡大した傭兵軍将校と騎士身分の対抗関係をいかに調整するかであったが、世紀後半の軍備増強はこの課題の深刻さを戦後も一層きわだたせるものとなる。さらにまた長期的にみるならば、同国家の権力統合の中心は宮廷から軍隊へと移動し、その上宮廷から排除されたブランデンブルク貴族が軍隊に拠り所を求めていったことに鑑みるならば、将校とその軍団がいかに制度的に権力統合されたか解明することは、本稿にとっても重大な意味を持つ。

軍団の権力的統合のためには軍政組織の確立が不可欠の前提であったことは、前節で明らかにしたとおりである。そこでまず軍政組織の成立過程を簡単に概観しておくことにしよう⁽²⁾。軍隊の最高指揮権を有していたのは国王の軍事的代理としての元帥であったが、彼を含む将軍達は、総軍政コミサール Generalkriegskommissar との間で軍政に関し調整を行う場として枢密軍事評議会 Geh. Kriegsratを持ち、元帥は軍隊の指揮権ばかりではなく軍政に対する監督権も行使し、

総軍政コミサールに対しても当初は制度的に優位な立場にあった⁽³⁾。なるほど増大する兵力維持のため55年4月に総軍政コミサリアートGeneralkriegskommissariatが設置され、総軍政コミサール(C. E. v. プラーテン)の下に上級軍政コミサール(ラント管轄)、軍政コミサール(クライス管轄)から成る軍政組織のヒエラルヒーが創出されたとはいえ、プラーテン(在任1655-69)は元帥のシュパールと権限争いを繰り広げ、軍団に対しても軍政組織の権威を十分確立できずにいた⁽⁴⁾。プラーテンはシュパールと同じくブランデンブルク貴族ではあったが、既に述べたように侯室裁判官出身の典型的な文官であり、また後任のマインダース(在任1669-75)も同じく文官の上、市民出身者であった。いずれも有能な宮廷エリートであったが、軍隊に対する影響力は十分ではなく、組織の頂点に立つ人物のこのような経歴と出身が、軍政組織の立場の弱さの一原因であったと考えられる。しかし軍人として軍隊の中に強大な閥を形成していたグルムブコウが総軍政コミサールの地位につき(在任1679-90)、連隊長人事に対してまで発言権を得ると、はじめて軍政組織の軍隊に対する優位が確立し、さらに彼の下で総軍政コミサリアートはその所轄を狭く軍政に限るのではなく、租税政策から経済政策にまでそれを広げ、包括的行政組織としての機能を果たしていった⁽⁵⁾。このような軍政組織の成立は、諸身分に対する君主権の優位性確立の画期とみなされがちであるが、それは一面的な評価であって、統制の対象はまずは軍隊に向けられていたことが、その発展の経過からも明らかである。

さて本稿では軍隊の統制にとって必要な軍

政上の課題を、専ら財政に限定して扱うことにするが⁽⁶⁾、前節での検討の結果によって、次の3点の解決が軍事財政上最も緊急の課題であり続けたと考えられる⁽⁷⁾。①査察制度の不備によって、各部隊より現員をはるかに上まわる兵員数が申告され、予算要求されていた。②租税滞納分の強制徴収が軍隊に容認されていた。③租税行政の整備が軍備拡大に追いつかず、十分な資金が軍隊に供給されなかった。17世紀後半の軍政組織と軍事・租税財政の整備によって、いかにこれらの問題に解決の道筋が立てられていったか、以下論じることにしてしよう。

1) クールマルク軍事金庫と支払指図書制度

三十年戦争終戦とシュヴァルツェンベルクの失脚後、これまで軍政を統括していた軍事評議会は一旦解散され、この後ブランデンブルクの諸身分勢力は23年以降休眠状態にあったラントシャフト諸金庫を再建し、軍事財政をその下に置こうとした⁽⁸⁾。しかしこの動きはほとんど成果をみず、また君主権の側からも軍政組織や軍事財政の本格的な構築はしばらくは放置されていた。君主権がそれに真剣に取り組むようになったのは、ヴァルデックやシュヴェリンらの権力掌握以後のことである。即ち53年のクールマルク・ラント議会において総額53万ターレルの租税が承認されたのを契機に、これを管理するために軍事金庫が創設されるが、このクールマルク軍事金庫は総軍政コミサリアートの管理下に置かれ、国家の中央軍事金庫が形成されるまでの間、ひとりクールマルクの租税収入のみではなく、他のラントの租税収入余剰をも管理した⁽⁹⁾。

クールマルク軍事金庫の最大の課題は、傭兵軍団に対して地域身分団体を直接対峙させることなく、両者の仲介を通じ軍事財政上の秩序を創出することであった。このため軍政コミサールや上級軍政コミサールには地域身分団体の統制とともに、軍隊査察もその任務に加えられていた⁽¹⁰⁾。これらコミサールと軍事金庫の仲介的権限は、56年11月25日、61年2月2日の法によって定められたが、ここでは軍事支出命令権を、クライスなどの地域身分団体でもなければ連隊でもなく、クールマルク軍事金庫が掌握したことに注目しておきたい。それは以下の手続きによって実行されていった。コミサールは連隊・中隊査察を通じて、各部隊が「架空兵士」passevolantを名簿に載せて兵員数を水増ししていないか、また装備に不備がないか調査した後、連隊名簿を作成する。この査察済み名簿にもとづき、軍事金庫は給与規則に則り当該連隊に対する支出額を確定し、クライス金庫など地域金庫に宛て各月分の支払指図書Assignmentを発行する。連隊はこの支払指図書を軍事金庫より受領した後、それを当該地域金庫に持ち込み、換金を受けた。地域金庫は指図書とともに受領書を連隊より受け取り、双方を軍事金庫に送付し、これを後者が帳簿に転記することで一連の支出手続きが完了した⁽¹¹⁾。以上のとおり軍事金庫制度は中央金庫会計が収入を一括して集約し、これを目的別に分配・支出するのではなく、特定部隊に対する経費に特定地域の租税財源を充てるものであって、クールマルク軍事金庫の中央金庫としての実体は確固たるものではなく、むしろそれは連隊金庫（支出金庫）と地域身分団体金庫（収入金庫）の集合体とする方がふさわしい。こ

のため軍事金庫の仲介的機能に頼るだけでは、軍隊と租税行政の間の矛盾は取り除けず、総軍政コミサリアートは各々の内部にまで支配を浸透させ、合理性や公正性がそこにおいて実現するようにはかかるとも、その課題としなければならなかった。

2) 対連隊政策

連隊運営に対しては、将校人事権の選帝侯への集中化などによって徐々に制限が加えられていったとはいえ⁽¹²⁾、連隊長は人事に対しても実質的影響力を確保し、また連隊会計は彼の私的金融庫としての性格を残していた。即ち、連隊長ら将校は兵士募集に際する支度金や給与の前貸し義務を負っており、必然的に部隊内における資金分配は彼の裁量によることとなり、部隊内での支出を自由に行うことができた。この結果、彼らは資金前貸しによる運用益や、あるいは部隊内の人事に絡んで部下から謝礼などの利益を得ており、そのポストは18世紀初頭になっても相変わらず売買の対象であり続けたのである⁽¹³⁾。しかし一旦財政事情が悪化すると支払指図書の換金は遅れ、スウェーデン＝ポーランド戦争時には5ヶ月にわたって自己資金によって部隊維持に迫られる連隊長も現れるほどであった⁽¹⁴⁾。将校の手の中での債権累積が傭兵軍団による掠奪行為の一大原因であったことは、三十年戦争の教訓とするところであった。それでも総軍政コミサリアートとクールマルク軍事金庫は、傭兵軍に対し統制を行うことにより、これらの危険性をかなりのところまで取り除くことに成功したように思われる。

傭兵軍に対する統制の眼目は、連隊に対し支出の正当性の証明を求めるとともに、

強制徴収に制限を加えることの2点に集約することができる。第1の統制は、軍隊査察に会計監査的機能を持たせることで、連隊長に対し正当な役得利益を保障する一方、過大な不当利益の摘発を目指していた。このため69年に軍隊査察を定期化し、毎月ないし四半期毎に各部隊に将兵名簿の更新を義務づけ、また72年には兵員数の水増しの摘発とともに、武器の標準化や軍服使用の強制など、装備の規格化も査察の対象としていった⁽¹⁵⁾。しかし強化された査察制度が会計監査の意味を發揮するには、連隊会計が貨幣による運営に一元化することが必要となる。宿営地の現物負担はこの段階でも一掃できなかったが、全歩兵部隊の宿営地を都市へと84年に移動させ、宿営地の現物給付を限定的なものとしたことは、会計監査上も重大な前進となったであろう⁽¹⁶⁾。

なるほど以上の軍隊査察は、連隊による恣意的な支出強要防止には有益であった。しかしクールマルク軍事金庫の正当な支出命令があつて、それにもかかわらず地域金庫が連隊に支払義務を果たせない場合、後者に強制徴収の権利が未だに認められていたため、社会がその暴力にさらされる危険性は相変わらず続いていたことは否定できない。このため傭兵軍に対する第2の統制として、連隊・中隊自身の強制的租税徴収権に対しても規制が加えられた。即ち59年12月28日の法によると、軍政コミサールの了解なしにクライス内で連隊は強制徴収を行えないことが規定され、またそれが認められた場合でも執行部隊の規模は4人と制限されたのである⁽¹⁷⁾。

このように、軍政コミサリアート組織の介入によって、傭兵軍の無秩序の暴力は規制されることになった。しかしながら彼らの強制

徴収権自体が否定されたわけではなく、それによる暴力的財貨取り立ての可能性も完全に払拭されてはいなかった。武力を有した軍団に対して、社会や国家が多額の債務を負うことを回避できたかは、相変わらず重要な問題であり続けたのである。軍隊の暴発に対して上記の統制は有効性を發揮したが、しかし彼らへの債務のため、租税徴収行政において、秩序づけられたとはいえ彼らの武力に頼らざるをえない状況が60年代に入っても続いたことは、クールマルク身分代表者会議 Deputationstagの選帝侯への要望書(62年1月13日)より明らかであった⁽¹⁸⁾。しかしこのような不満を根本的に解決するには、諸身分、特に騎士身分の租税行政にまで改革の対象を広げないわけにはいかなかった。なぜならば租税行政に対する傭兵軍介入を阻止できるか否かは、租税行政自体の資金供給能力に最終的には依存していたからである。

3) 租税政策

ブランデンブルクの農村租税行政制度に関しては、三十年戦争中に既に一定の変革を経験していた。即ち大クライス連合を単位としていたかつてのラントシャフト諸金庫の租税行政区画にかわり、クライスが農村における軍政＝租税行政区画となっていた。しかしクライスの租税行政は、16世紀以来のラントシャフト諸金庫制度を踏まえたものであるため、従前の租税行政より引き継いだ不合理性・不公正性から自由ではなかった⁽¹⁹⁾。このためグルムプロウが総軍政コミサールの地位に就くと、本格的な租税改革に乗り出し、租税行政を掌握していたクライス騎士身分及び新ビール税金庫に対し、合理的制度の採用を

迫っていった。ここでは特に以下の2つの政策の意義を強調しておきたい。

第1として、コントリブチオン Kontribution と呼ばれる直接税の改革によって、農村の課税公正化がはかられたことをあげねばならない⁽²⁰⁾。従来各クライスにおける課税方法はクライス会議によって決定され、80年代前半まではいずれのクライスにおいても、1624年に作成されたフーフェ・ショッス税台帳にもとづき、主にフーフェを課税標準としていた。しかしスウェーデン＝ポーランド戦争による租税増徴を契機に、農村の主要納税義務者である農民の間にコントリブチオン課税のありかたへの不満が高まり、租税行政に停滞が生じた⁽²¹⁾。軍政コミサリアート組織も不公正性の解決に乗り出し、クライス騎士身分に圧力を加え、85年以降コントリブチオン改革を実行させていった。改革がクライス単位で進められたため、新たに採用された課税方法はクライス毎に様々であったが、一般にそれはフーフェの他に播種量なども課税額算定において考慮に入れ、租税負担能力に則し、より公正な課税実現を目指したものであった。この改革は、主要な納税義務者である農民の経営安定化に寄与するものであったといえる⁽²²⁾。

第2の改革は自然増収確保を目指すものであって、それは都市へのアクチーゼ Akzise 導入によって大いに前進した。アクチーゼは一部直接税を含みつつ、主にパン・肉・アルコール飲料生産に課税される「消費税」 Konsumtionssteuern と、商品取引に課税される「取引税」 Handelsakzise より成り、領邦直属都市に対して67年に導入が認められた後、81年11月10日及び84年1月1日制定の法に

よって、貴族領都市をも含むブランデンブルクの全都市に対しコントリブチオンにかわり課税が決定された⁽²³⁾。これまで租税増徴に対し諸身分の課税承認権が立ちはだかつており、新税導入や課税増徴に関し、戦時には新ビール税金庫「大委員会」、平時には身分代表者会議において相変わらず承認が求められていた⁽²⁴⁾。しかしアクチーゼによって軍政組織は、諸身分の課税承認権を有名無実化することに成功したのである。即ち、アクチーゼ導入と並行して新ビール税金庫に対する選帝侯権の支配強化が企てられ、83年には同金庫役員は君主任命の官吏へと身分を変更させられてしまった⁽²⁵⁾。そこではラント議会にかわって諸身分自治の代行を果たしていたところの「大委員会」の機能を奪うことで、その課税承認権を事実上否定することが意図されていたのである。その代償として85年以降クールマルクのコントリブチオン総額は固定されることになり、今後同税の増徴は行われなことが約束された⁽²⁶⁾。しかし新ビール税金庫への支配強化は同時に新ビール税減税を同金庫に強要し、これを通じて同じく消費税であるアクチーゼ導入容易化を目論んで行われたものでもあった。結局アクチーゼ導入は課税承認権をめぐる問題に決着をつけ、諸身分による課税承認が問題となるころのコントリブチオンにかわり、それが不要で自然増収可能な税収を軍事金庫にもたらすという意義を持つものとなったのである。しかもこれと関連して重要であるのは、単に課税承認権を否定したのにとどまらず、租税制度の基盤となる経済的過程の育成も同時にはかられ、財源拡大が積極的に追求されたことである。アクチーゼの依拠する経済過程とは域内「都市＝農村」

間循環であり、それは都市の購買力＝農村の余剰生産力を、農村のコントリブションよりもむしろ都市のアクチーゼによって捕捉しようとした施策であった。同税制に騎士身分が一貫して反対していたのと対照的に、都市側が概ね好意的であったのは、課税対象の多くが都市と農村間で取り引きされる農産物及びその加工品であるゆえ、納税義務を免れたところの農村住民もまた、価格転嫁を通じて間接的に租税を負担することになると考えられたからに他ならない⁽²⁷⁾。総軍政コミサリアートは、「都市＝農村」間経済循環育成のため、これに障害となるところの領主の営利事業や外国貿易にも規制を加えていったが、特に意義深いのが一部職種を除く農村手工業を禁止したことともに、領主を介さず農民が直接地域内都市に農産物を売却するよう誘導し、域内の「都市＝農村」間交易に刺激を与えたことであった⁽²⁸⁾。

以上のような租税行政への介入は、傭兵軍団の権力統合にとっての大前提であり、その意義は決して君主権による諸身分の権限削減という観点だけから評価しきれものではない。クールマルク軍事金庫と軍政組織は、身分団体と軍団の間に割って入り、しかも両者を同時的に権力統合することを意図していた。このような軍政組織の権限強化は、ブランデンブルク騎士身分と多くの将校達が同一身分・一族に属しながら、互いの中で意思調整する能力を持たなかったことの帰結であり、こうしてブランデンブルク貴族は領主＝騎士身分としても、また将校という立場においても軍政組織権力の下に包摂されていったのである。

2 中央軍事金庫と総監理府設立の意義

1) 中央軍事金庫成立とフィナンシエ的行政官

三十年戦争時に親オーストリア派と親スウェーデン派への分裂にブランデンブルク宮廷が悩まされたことは既に触れたが⁽²⁹⁾、50年代の宮廷でも国家生き残りのためにいずれの列強と結ぶかをめぐって、親スウェーデン派（ヴァルデック）、親オランダ派（シュヴェリン）、親オーストリア派（ブルメンタール）が外交政策の方向性をめぐってしのぎを削った⁽³⁰⁾。しかし世紀後半には同国の国際関係上の位置は大きく変わっていった。その契機はスウェーデン＝ポーランド戦争にあり、ここでブランデンブルク＝プロイセン国家が帝国諸侯の中でひとり独立した軍事勢力としてスウェーデン、ポーランドと対峙しえたことによって、同国軍事力に対する国際的評価が高まることになったのである。この後列強は競って同国家を自らの陣営に引き込むため、その政治を左右する宮廷エリート達の抱き込みをはかり、金銭贈与もその手段として利用した⁽³¹⁾。しかも諸列強の同国への資金提供は単に宮廷エリート買収のレベルにとどまらず、70年代以降軍事同盟を条件に財政支援を同国に与えていった⁽³²⁾。自然ブランデンブルク＝スウェーデン戦争以降、同国軍の主戦場は国内から国外（特にライン河下流域）へと移動することになる。以上のごときブランデンブルク＝プロイセン国家の国際的位置や軍事状況の変化は、軍事財政制度の転換に帰結せざるをえなくなった。即ち国外派遣軍の維持や列強からの援助金管理のため、全体国家のための軍事金庫が必要となったのである。既にスウェーデン＝ポーランド戦争時に、前線

派遣軍に対する資金調達・運用を目的に中央野戦金庫Generalfeldkriegskasseが創設され、さらにドイツ西部方面における軍事危機に備えて66年、72年に同金庫が再設置されたが、いずれも臨時的措置にとどまっていた⁽³³⁾。しかしブランデンブルク＝スウェーデン戦争開戦にあたって74年にそれが置かれると、同金庫はその後解散されることなく恒常的制度となり、しかも80年代になるとその管轄は前線派遣軍に限定されるのではなく、各ラント軍事金庫の管理と全軍事予算の策定にまで拡大され、それは「中央軍事金庫」Generalkriegskasseと呼ばれるようになっていく。この段階は、89年より91年にかけ最大のラント金庫であるクールマルク軍事金庫が会計上中央軍事金庫に統合されていくことをもって完了し、ファルツ継承戦争後半時においては中央軍事金庫が軍事財政全体を運営するに至った⁽³⁴⁾。

しかしこの金庫体制が整然とした集権的官僚制によって運営されていたと想像するならば、実態を見誤ることになる。既述の通り、17世紀後半においては地域金庫の租税行政が停滞し、連隊金庫の債権回収に遅滞が生じることが十分ありえることであっただろう。このような収支の時間的・金額的差を埋めたものこそ、参謀本部Generalkommandoの将軍達とともに総軍政コミサリアート行政官の前貸しであり、彼らは収入金庫からの入金があるまで、連隊に対して部隊運営費を前貸ししていたのである。彼らの役割は決して収入金庫や支出金庫に財政計画の厳格な実施を求めばかりではなく、それに支障が生じた際に自らの資金をもって対処することもその責任とされた。この過程において高級将校や行政

官達は前貸しに対する金利を地域金庫に課すばかりではなく、連隊金庫に対しても「新年付け届け金」Neujahrgeldなどの支払を求めている⁽³⁵⁾。このことは、連隊運営がこれらフィナンシエ的行政官や高級将校の資金力なしには維持しがたいものであったことを裏書きするといえよう。三十年戦争時に独立独歩であった連隊長達が、17世紀後半において徐々に特定の参謀本部高級将校や総軍政コミサリアート指導者の派閥へと統合されたのであるが⁽³⁶⁾、それはまさに連隊の維持が、連隊長の資金力にかわって行政官や將軍達のそれに依存するところが大きくなったためであり、またかかる依存を利用し後者は将校人事（ポストの売買）に深く介入し、役得収入等の利権を集中していったのである⁽³⁷⁾。従って17世紀後半に形成された軍事・租税財政の金庫体制は、地域身分団体の収入金庫と連隊の支出金庫の集合体であるとするばかりでは十分でなく、総軍政コミサリアート行政官達は自己の資金力を両者の間に据え、それを軸に全金庫体系のバランスをとりつつそこから利益を引き出す、そのような性格のものであったと考えられるのである。

しかもフィナンシエ的行政官や高級将校は、1670年代以降このような調整的役割に甘んじることなく、より積極的な課題を遂行していった。17、8世紀の諸戦争において、覇権国が広域での諸戦争を遂行する場合、軍事力ばかりではなく貿易収支や国際金融力にもとづく資金調達、物資補給能力が問われることになったが⁽³⁸⁾、ブランデンブルク＝プロイセンはこのような能力を欠き、地域的経済循環に依存するその軍事財政は、ラント防衛軍を支えることはできても、それを越えた部隊の

維持は覇権国の財政支援がなければ不可能であった。このためフィナンシエ的行政官は、覇権国からの財政資金導入によって財政赤字を補填し、これによって対外的により積極的な軍事行動を実行しうる財政的基盤を築きあげようとしたのである。ここで同国の軍事財政状況の一例として、例えばファルツ継承戦争末期の中央軍事金庫97年8月予算をみてるに、収入12万ターレル余りが計上されているのに対し、支出はそれを大幅に上回る約16万5千ターレルが予定されていた⁽³⁹⁾。このような財政赤字はファルツ継承戦争時に恒常化しており、決して一時的なものではなかった。97年に生じた中央軍事金庫の債務は42万ターレルとなり、さらに債務残高はこの年に総額127万ターレルに膨れ上がっていたのである⁽⁴⁰⁾。このような財政的難問に対し総軍政コミサリアート行政官や高級将校は、自らの個人的資金力と裁量をもって対応していった。このような活動を行った人物として、将校ではデルフリンガー、フレミング、クァストなどの指導的将軍達、また行政官ではマインダースとグルムブコウの歴代総軍政コミサルなどをあげることができるが⁽⁴¹⁾、1699-1711年の間に中央軍事金庫総収入官を務めたクラウトJ. A. Krautの活動にはとりわけ目を見張らせるものがある。それは主に次のような一連の活動より成っていた。①前線部隊に対する支出を自らの資金によって立て替える。②本国からの租税収入の送金・為替業務を実行する。③国内の収入をもってしては派遣軍を支えるには不十分であったゆえ、援助金や帝国宿営分担金、借款の獲得を目的にオランダ、イギリス、スペイン、帝国と交渉し、それらより資金を受け取ると、これによって自

らの前貸しを清算する。④以上の業務に際し、商人として培った商業的ネットワークにおける手形取引を利用して、短期的資金調達や為替・送金を実行していった。このように彼の役割は、本国からの送金と、覇権国や商業的ネットワークからの長短期資金の調達によって、前線部隊に資金融通するところにあり、またこの過程において彼は連隊金庫や中央軍事金庫より多額の手数料・役得利益を獲得したのである⁽⁴²⁾。

以上のとおり前線派遣軍に対する収入調達と支出の実行は、クールマルク軍事金庫の運営方針とは異なった財政技術によって行われていた。このシステムでは、軍団は制度の面では確かに総軍政コミサリアート組織や中央軍事金庫に統制されていたが、しかし組織の統制力は、クラウトらのフィナンシエ的行政官や高級将校の個人的資金融通能力がなければ機能しなかったであろう。しかもこの軍事財政は、究極的にはオランダ等覇権国からの援助金や借款によって支えられていることは明らかであった。このため前線派遣軍の軍事行動は、自国の国家意志によって決まるのではなく、むしろ覇権国の利害に依存せざるをえなくなっていた⁽⁴³⁾。

2) 総監理府設立と年次予算制度導入

このようにフィナンシエ的行政官や高級将校の自律的行動は、列強への国家的従属と表裏の関係にあった。しかし1713年のフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世即位（2月）とスペイン継承戦争終結（4月）は以上のような軍事財政のあり方を大きく変える画期となり、加えて北方戦争でのスウェーデン敗北（その結果としての20年における同国からのフォアボメ

ルン東半分獲得)と22/3年の軍事・御領地財政総監理府 General-Ober-Finanz-, Kriegs- und Domänen-Direktorium (通称「総監理府」)設立は、この転換を確定的なものにした。フリードリッヒ1世時代後半期の行財政混乱はよく知られているところであるが、それでも総軍政コミサリアートの領域(軍事・租税行政)ではダンケルマン弟D. L. Danckelmannやグルムプロコウ子F. W. v. Grumbkowが、また宮廷・御領地財政ではカメカE. B. v. Kamekaが改革を模索していた⁽⁴⁴⁾。続くフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世(1713-40)を象徴する総監理府の設立は、両行政領域間の権限を調整することにとどまらず、枢密参議会にかわるより機能的な最高行政機関を創出するという意義を持つものであり、これまでの改革の集大成と評価することができる。特に軍事・租税財政改革においては会計制度改革が重要であり、これは先進的な宮廷・御領地財政会計制度の影響によって行われたと考えられる。この会計制度の意義については既に説明したことがあるので⁽⁴⁵⁾、再度詳述することはせず、総監理府設立に際して定められた「指示書及び服務規則⁽⁴⁶⁾」によって、その要点のみをあげることにしたい。

会計制度面で軍事・租税財政が宮廷・御領地財政に遅れをとったのは、軍事情勢に規定され収支増減のぶれが大きく、年次予算制度の導入が困難であったからであろう。しかしスペイン継承戦争や北方戦争の終戦は、同財政の領域でも計画的財政運営を可能とさせるような国際関係をもたらした。これまでの軍事財政では、その流動的性格のために財政計画(予算)は月単位で策定されていたが、総監理府設立を契機に「聖三位一体祝日」(6月

初旬)を開始日とする年次予算制度がそこにも導入されることになった。しかもこの予算は、過去の実績(前年度決算)ではなく過去の計画(前年度予算)を基準として作成され、毎年必ず前年度との変更点を精査することが総監理府の大臣や参議には求められた。さらに年度予算の厳格な実施が義務づけられたことは、決算においても前年度の損失を翌年度の収入によって補填することが禁じられていたところによく現れている。フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世の外交と財政運営の特徴については、軍事状況の安定化が財政運営の定常化に帰結したとするだけでは十分ではなく、むしろ中央軍事金庫の計画的運営が追求され、対外戦争への関与は国家的従属につながるとともに、財政運営の障害になるとして意図的に禁欲したと評価する方がより適切であろう⁽⁴⁷⁾。

これと同時に行政官、会計官の性格や任務にも大きな変化があったことも、あわせて注目しておきたい。総監理府は州別システムに政策分野別システムを加味した4つの部局によって構成され、それぞれの部局は大臣と数名の参議によって運営された。彼らは週4回の全体会議に参加し、各部局は担当曜日に所轄の案件を報告するが、そこでの決定は大臣全員の合意がなければ国王に提案できないとされた⁽⁴⁸⁾。17世紀後半の宮廷では有力者達への所轄分割が制度的に固まっておらず、彼らの活動も自らの恣意によるところが大きかった。このため宮廷内で公然たる路線対立や権限争いが展開されたことは既述のとおりである。これに比べると総監理府の大臣や参議達への権限分割は明確に確定され、彼らは機構の一員となり、このため自己の裁量によって

行動できる範囲は狭く限定されることになる。さらに総監理府設立前に既に起こっていた会計官の任務の変化は、一層注目に値する。即ち先に紹介した総収入官クラウトの総軍政コミサリアート内序列は3位であって、政策形成過程に重大な影響を与えうる立場にあったのに対し⁽⁴⁹⁾、1712年に就任した後任のシェーニツヒC. v. Schönigは政策決定過程からはずされ⁽⁵⁰⁾、これまでのフィナンシエ的行政官にみられた自由な裁量権を持たず、与えられた規則・命令の正確かつ迅速な実施に任務は限定されていた。それと対応するようにフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世においては、行政官に対して国家（軍隊）への前貸しは求められなくなり、フィナンシエ的行政官の活躍する場はなくなっている⁽⁵¹⁾。このように行政官の任務にあっては、軍事情勢に応じて臨機応変に資金を融通することから予算を正確に実施することへと、課題が移行した。任務の変化には彼らの収入の変化も対応しており、従来コミサリアート行政官は役得収入として軍団から「新年付け届け金」を受け取っていたが、前記シェーニツヒの場合それは一定額に固定されてしまい、しかも軍団からではなく中央軍事金庫から支出されることになった。これによってそれは役得収入としての意味を失い、給与の一部と化してしまったのである。

こうして18世紀前半には同国の軍事財政においては、フィナンシエ的行政官の恣意や覇権国の利害から「組織」が独立し、軍団もそれに従属することになったと、結論づけることが許されるであろう。

3) クライス金庫と中隊金庫の調整的役割

軍事・租税財政の計画的運営は中央軍事金庫と総監理府によるばかりではない、むしろ社会に直接接する収入・支出双方の末端金庫が、社会の再生産を損なうことなく、与えられた課題を確実にこなせるかに最終的にはかかっていた。このうち収入金庫については、クールマルクの場合、クライス騎士身分（クライス議会）によって運営されるクライス金庫がコントリブチオンを徴収していたことは、既に述べておいた。1680年代以後クライスがコントリブチオン改革に迫られ、課税標準をより公正なものにしていったことは上述のごとくであったが、国家計画の達成と社会的再生産の両立のための政策としては、さらに次の施策もあげておく必要がある。クライス金庫支出において最大部分を占めるのは中央軍事金庫から命じられた上納部分であるのはもちろんであったが、クライス議会は毎年4月に作成する年度財政計画において、これに加えて独自の判断によってクライス支出を上乗せしてクライス金庫支出総額＝課税額を予算化していた⁽⁵²⁾。クライス独自支出の主だって経費はクライス行政費であり、他に災害や家畜の疫病死などに遭い租税支払能力を失った農民に対して租税免除・補助金が認められており、これも重要な費目となった。1720、30年代には各クライスにおいてこの租税免除・補助金制度が整備され、扶助の手続きや免除・給付額が制度的に確定されていった。しかもこの措置が認められた農民に関しては、彼の属する所領の領主も自動的に賦役や貢租の免除が義務づけられた。このように安定的な財政資金徴収という課題と、非常時災害への対応という課題がクライス金庫で調整され、そこでは計画的な国家運営が地域社会再生産の破

壊につながらないようにはかられていたのである⁽⁵³⁾。

他方支出金庫である部隊金庫の方はどうであったろうか。17世紀後半と比較すると、連隊長に認められていた連隊金庫運営の自由裁量権が徐々に狭まっていったことが注目される。コミサール達に与えるべき役得(「給与支出手数料」「新年付け届け金」)は、従来連隊長が連隊の給与総額の中から控除し、金額についてコミサールとの間で個別に決めていたが、後にその額が固定されていったことは既述のとおりである。また連隊将兵給与の再配分を行い、特定将校に加給を与える権利が連隊長には与えられていたが、フリードリッヒ1世時代になると、連隊内での給与再配分はすべてコミサールによる査察の対象となり、その目的と金額が適正であるか精査されることになった⁽⁵⁴⁾。このように連隊金庫の独自の支出政策が狭められていったのと並行して、兵員徴募に加えて、軍服や武器など装備の調達責任が連隊金庫から中隊金庫へと移り、後者の機能的な重要性が同じくフリードリッヒ1世時代に高まっていった⁽⁵⁵⁾。特にフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世における賜暇制度Beurlaubungswesenの導入(1714年)は、中隊金庫の独自の意義を一層高めることになる。これは平時において4、5、9月(教練期間)以外の時期に兵士の帰休・営農を認め、兵力と農村経済を矛盾なく同時に維持しようとした政策であったことは広く知られている。このため兵士各自に2ヶ月間までを限度に、6～8月には中隊当たり同時に50人、10～3月には30人の帰休が認められた(1714年当時歩兵1個中隊の兵卒数は120人)。なお休暇中の兵士給与もこの間中隊金庫には支払われ

続け、この中から半額を当該兵士に支出し、残りの半分を中隊金庫は独自財源として確保することができた。なるほどこの収入は中隊長の利殖の源泉にもなりえたであろうが、しかしそれは基準兵力維持のための財源として先ずは位置づけられたのであり、募兵、兵役更新に際する支度金、定員外訓練兵扶養のためにそこから支出されていた。加えて農村への未成年男子登録制度とカントン(徴兵区)制Kantonsystemの導入(1733年)は、中隊が村落や領主、ラントラートなど地域関係者と調整しながら計画的に徴兵することを可能にさせた。このように基準兵力維持に責任を負うと同時に、兵士の帰休と計画的徴兵を実施し、農村経済再生産に必要な労働力確保・供給に対しても配慮する責務を、中隊は担うことになった⁽⁵⁶⁾。

ともにブランデンブルクの地域社会と貴族身分より生まれた騎士身分と連隊は、三十年戦争期において強い権力的統制を受けることがないまま激しく対立しあい、結果的に後者の暴力によって地域社会自体が破壊されてしまった。こうした状況は、17世紀後半においてはブランデンブルク社会を超えた総軍政コミサリアート組織とフィナンシエ的行政官の資金力によって、さらに18世紀前半には総監理府下の国家的行財政機構によって克服された。ただしこの過程において軍団や地域身分団体の独自の役割が否定されたわけではなく、この機構は、末端部分を支えたクライス金庫、中隊金庫がともに地域社会の再生産に責任を負いつつ、予算によって与えられた課題を同時に果たすことをもって完成したことも事実である。ここでわれわれにとって重大な意味を持つと思われるのは、17世紀前半に統治能

力を失った古いタイプの典型的ブランデンブルク貴族が多く両金庫を管轄していたことである。連隊長にまで昇進できたとしても、彼らの多くは中隊長としてそれまでに多くの時間を費やしたであろうことは、上述のとおりである。またクライス行政官であるラントラート（郡長）には、たとえブランデンブルクで宮廷エリートによる領地購入が進んだとしても、富裕な新興エリートではなく、伝統的家柄の旧貴族が選ばれる傾向がみられた⁽⁵⁷⁾。そうであるならば、彼らは新しい使命に順応し、行政・軍隊と地域社会の結節点であるクライスと中隊にあって、前者の計画的運営に従いつつ、後者の再生産にも配慮するという二重の責務を担っていったといえるだろう⁽⁵⁸⁾。

III 再建下の農村社会

1 所領所有構造の変化

1) 所領所有構造の全般的動向

本節最後の課題は、三十年戦争後の農村社会再建過程において領主貴族が果たした役割を検討し、18世紀前半に確立をみたと考えられる農場領主制の歴史的意義を再検討することである。ただし農場領主制を問題とする場合、領主直営農場にまでは対象を広げず、領主＝農民・村落関係に限定して論じることにはしたい。先ずわれわれは、従来わが国の農場領主制研究では所領支配の主体がどのような存在であったかほとんど無関心であったことに鑑み、17世紀後半より18世紀前半にかけてのクールマルク領主の構成とその変化の傾向について概観することから始めることにしよう⁽¹⁾。ただしクールマルクの中でも変化の傾向性についてはクライス毎に相違があるので、

地域的偏差を考慮に入れなければならない。

① 西部・南部（ハーヴェルラント、ツァウヒェ、テルトウ）

ベルリン、シュパンダウ、ポツダム市の西方と南方に位置する3クライスでは（第14、15表）、既述のとおり御領地拡大が顕著であるが、3都市に隣接するハーヴェルラント東部及びテルトウと、そこから若干の距離を置くハーヴェルラント西部、ツァウヒェでは異なった傾向を認めることができる。17世紀前半に前者において多くの領地を有したシェンク、シュラープレンドルフ、ハーケ、グレーベンの4家が衰滅する一方、後者で絶大な力を誇っていたロッホウ、ブレドウ2家と、これに続くハーゲン家はよく領地を維持していた。特にブレドウ家は、第1節でも述べたごとく16世紀に衰退過程にあっただけに⁽²⁾、17世紀後半以後よく持ちこたえていたといえる。他方シェンク、シュラープレンドルフ両家の所領喪失は既に1640年代から始まっており、減少の程度は第15表の数字が示す以上に著しいものであったことが考慮されねばならない。上記4家の所領は主に御領地拡大＝宮廷都市地帯形成の犠牲になったのであるが、これに比べると新興エリートがさほど進出していないのが、この3つのクライスの特徴である。

② 北部・東部（上・下バルニム）

ベルリン北方から東方に位置するこの2つのクライスでも大規模な御領地拡大があったことは既に述べたが、これに加えて新興宮廷エリートの勃興がここではきわだっており⁽³⁾、それに対応して旧貴族の没落が特に著しい。1650年に下バルニムではアルニム、クルメンゼー一家をはじめとして26の領主家があった

が、このうち1750年に同クライスで所領を有していたのはわずかにバルフス家をあげうるのみである。また上バルニムで1650年に所領を有していた23領主家の中で、100年後にそこで領地を持っていたのはバルフス、フェール、シュパール、レーベルv. Röbelの4家にすぎない。両クライスの領主として1750年に名前があがっている主だった新興勢力には、ポデヴィルv. Podewil、イエナ、フレミング、カメカ、クラウト家のような宮廷・軍隊・軍政にエリートを送り出した一族を見出すことができる。ただしこの100年の間にブランデンブルクの旧貴族が一掃され、領邦外出身の新権力エリートにとって代わられたと結論づけるならば、性急すぎるといえる。新しく両クライスの領主として登場した貴族家に、プラーテンやシュレーンブルクのようなブランデンブルク名門貴族家の名前があることも、看過できない。バルフス、フェール、シュパールとこの2家は、伝統的ブランデンブルク貴族家の中でも軍隊や宮廷の中で成功した一族であり、これらが君主（御領地）や新興エリートと伍してこの地域で領地支配していた点にも留意しておきたい。また新興エリートの中にもカンシュタイン家のように、男子相続人杜絶によって所領支配した期間が限られた一族もあったことは⁽⁴⁾、記憶にとどめておく価値がある。

③ 周辺部（レプス、プリクニッツ、ウッカーマルク）

ここにあげたクライスは、クールマルクの中でも周辺部に位置している。そこでも御領地の拡大と新興エリートの進出を確認できるが、しかし伝統的貴族の領地所有が大きく揺らいだとはまではいえない。レプスではブルク

スドルフ家が領地を減らしたとはいえ、貴族の中では最大の領主であり続けていたが、それに続くシャペロウ、フェール家の所領減少は決定的といえるものであった（第16表）。これら3家の減少分の多くを取得したのはデルフリンガー、フレミングの2家であり、いずれも領邦外出身であって、一族から元帥を送り出していたという共通点を持つ。ただしデルフリンガー一家の栄華は長くは続かず、1724年に男子相続人が途絶え、領地を全て手放しているが、レプスでは他にも宮廷エリート＝新貴族であったマインダースも男子相続人に恵まれず、一代限りの領主で終わっていた⁽⁵⁾。ウッカーマルクでも1680年代にレックニッツ系シュレーンブルク家が衰え、さらにアルニム家に次ぐ大領主家トロットv. Trottが1727年に家系断絶し、いずれの所領も御領地に帰した。これに対して同クライスにおいて隔離した地位にあったアルニム家は、18世紀に入ってむしろ所領を拡大している。17世紀後半以降同クライスではじめて領地を得た新興勢力としては、ヴィンターフェルトとシュヴェリンの2家をあげうるが、しかし前者はもともとプリクニッツ貴族であるから、ブランデンブルク外出身の新興大領主はシュヴェリン家をもって代表させるべきであろう⁽⁶⁾。最後にプリクニッツでは、代表的旧貴族家の中でヴィンターフェルト家やザルデルン家v. Saldernが領地をほぼ維持していたのと比べ、ロール家v. Rohrは二大所領ノイハウゼン領Rittergut Neuhausenとフライエンシュタイン領Rittergut Freyenstein各々の中から半分を失い⁽⁷⁾、クヴィッツォウ家v. Quitzowもシュターヴェノウ領Rittergut Stavenowとクレツケ領Rittergut Kletzke

を手放すまでに没落した⁸⁾。ガンス家も領地を減らしてはいるが、以上2家のように中心的領地を失ったわけではない。他方ここでは17世紀中葉にブルメンタール家が領地を大幅に拡大したが⁹⁾、同家もせっかく得たシュターヴェノウ領を1719年には手放し、かわって18世紀初めに大所領をプリクニッツに造りだしたのがカメカ、グルムプロウ、クライストv. Kleistの3家である。フレミング、シュヴェリン家と同じく、それらはいずれもポメルン出身の一族であり、かつ宮廷・軍隊・軍政に傑出した指導者を送り出したことは、本稿でも既に述べている。しかしグルムプロウ家の所領は、1780年に同家最後の当主の精神的病いと強制競売によって売却に迫られ、またカメカ家では1801年に唯一の男子相続人が廃嫡され、100年たたずにプリクニッツの領主リストから名前が消え去っていた¹⁰⁾。

以上17世紀後半より18世紀前半にかけての所領所有構造の変化を概観したが、ここから次の結論を導き出すことができるのではないか。①16世紀の所領所有構造変動にあっては、教会・修道院領の御領地化と城主＝官職貴族層へのその譲渡が主要要因となっていた。これに対して17世紀後半以後には、逆に没落・断絶した旧貴族の所領を得て、御領地や新興エリートの所領が拡大していった。特にベルリン周囲（宮廷都市地帯）でこのような変化が明瞭である。②旧貴族の没落は全面的なものとはいえない。ベルリン、ポツダムより一定の距離を置いた西・南方ではそれらは領地をよく維持しており、またクールマルク周辺部でも没落・断絶した貴族家もみられはするが、各クライスの代表的貴族は比較的良好に所領確保していた。③ベルリンの東・北

方隣接地帯では宮廷・軍隊・軍政で活躍した新興貴族家が旧貴族にかわって領主の座を多く得ており、自らの領地を宮廷都市地帯に連ならせようとする彼らの意図がここによく現れているといえるであろう。しかし彼らの領地獲得はそこにとどまらず、周辺部のクライスでも旧貴族から新興エリート（特にポメルン貴族）の手に渡った所領は少なくない。ただし後者の中には家系断絶などによって、比較的短期間の内に所領を失う一族もみられた¹¹⁾。

2) 所領所有の不安定化と貴族家相続制度

以上のごとく17世紀後半以後の領地所有変動は16世紀と事情を異にしており、伝統的貴族に限らず新興エリートも含めた所領所有の不安定がその有力要因としてあげられるのではないか。所有の不安定性はもちろん所領支配＝運営の問題と不可分の関係にはある。特に所領経営不振は、17世紀後半においては不安定性の最大原因といえるが、これについては後に論じるとして、まずは所有の面に限定して検討を続けることにしよう¹²⁾。

不安定化の要因として先ず指を折るべきは、貴族家の相続制度に起因する債務肥大である。マルティニによるならば¹³⁾、貴族財産の中核を成すレーン（封）の相続規則は様々でありえたが、一般的には被相続人の息子達は全員が相続権を有し、息子が欠ける場合、被相続人に対して一番近くの親等にある男子全員が相続権を得、しかも各相続人の権利は基本的に平等とされていた。ただしデルフリンガーのような寵臣には、君主のはからいによって特別に女子相続権が認められる場合があったが¹⁴⁾、1717/23年のレーン制度改訂によって、

一族内で財産分割協定を結び、男子相続人が断絶した場合に娘など女子の親族にも相続権を与えることが広く認められた。ここでレーン制改訂後の貴族における遺産分割の具体的な事例として、1755年に行われたA. G. v. d. マルヴィッツ（レプスのフリーデルスドルフ領主）の遺産相続の場合（息子4人、娘3人）に即して、いかにそれが分割されたかをみてみることにしよう⁽¹⁵⁾。彼の遺産は、①私有財産部分Allodium（約93,477ターレル）と、レーン財産部分Feudum（約69,443ターレル）とに分かれるが、後者はさらに、②レーン基本財産部分Lehnstamm（26,666ターレル）と、③その他部分に細分される。以上のうち②は4人の息子だけが平等に獲得するが、③については娘も相続権を有しており、彼女たちは一人当たり男子の1/4の権利を得た。さらに①に至っては半分を寡婦が取得した後、残余部分は男女問わず全相続人の間で平等に分配されたのである。もちろん所領分割によってこのような財産分割ができようはずもないので、長男が所領を一括相続し、その他の相続人に対しては主に年利5%の抵当債券Hypothekenbriefによって財産分与されていた。この結果旧当主の負っていた債務残高が2,500ターレルであったのに対し、新当主のそれは67,705ターレルにまで膨張したのである。

ブランデンブルク貴族の相続制度においては、「世襲財産制」Fideikommißが広く普及するまでは⁽¹⁶⁾、男子相続人の間では平等性を基本としていたが、時代を経るにつれ所領分割による形態からマルヴィッツ家の例にもあるような抵当債券発行によるそれへと移行している。このような相続慣行変化の影響を概

括的に捉えるのに好都合の統計として、ここでもハーンの研究が参考になる。彼は、ブランデンブルクの村落と貴族屋敷Adelssitzeの間の数量的関係を調査し、次のような結論を導き出した。即ち1600年時点で複数の貴族屋敷を持つ村落が315（30.3%）であったのが、1700年には237（18.1%）、1800年には96（7.1%）に減少していた⁽¹⁷⁾。オストエルベ農場領主制地帯では、村落一括領有による領主制が一般的であるとの印象が強いが、ブランデンブルクでは分割領有された村落が少なかったことは、本稿で度々示した各クライス所領所有者の表からも明らかであった。一村内での複数の貴族屋敷の存在も、分割領有の証左であるといつてよい。それに対しては上記のような極端な分割相続制に主要な原因があることは明らかであるが、それでも18世紀には所領所有において一元的領有化の傾向があったことは見逃してはならず⁽¹⁸⁾、以上の数値はまさにこのような動向を端的に示しているといえる。こうした所領細分化に対する歯止めとして最も有効な手段が、上述のごとく財産分割における抵当債券の利用であった。しかしこの結果として、ブランデンブルクの領主達は所領細分化にかわって債務膨張に悩むことになるのである⁽¹⁹⁾。

さらにここで付言しなければならないことは、分割相続制と抵当債券利用の組み合わせが、ブランデンブルク貴族の軍隊勤務形態にとっても適合的であったという点である。先の検討より、抵当債券所有者（債権者）の典型は、当主とならずに長期間にわたって軍隊勤務した者達であったことは容易に推測可能である。他方、軍隊を除隊して所領所有者＝貴族家当主となった者は、軍隊に残った叔父

や兄弟達に対して債務者の役割を引き受け、彼らに資金を供給し、軍務を側面から支援し続けることになったであろう。宮廷エリートの場合、当主が不在領主化することは避けられなかったが、しかし当主以外が勤務する傾向の強い将校職は、在地領主制と矛盾することが少なく、ブランデンブルクで退役後に多くの領主が直接領地経営に携わることを可能にさせた。かわってこの領主達は所領経営の余剰から士官候補生である子弟のために仕送りに励むとともに、将校身分維持のために金利を供給し続けたであろう。

さて所領所有者交替のいまひとつの重要な原因は、一族内における男子相続人の払底であった。このような例として旧貴族ではシェンク、クルメンゼー、トロット、グレーベン家がそれにあたり、新興エリートとしてはデルフリンガー、マインダース、カンシュタイン、グルムプロウ家などがあげられる。後者の場合、当然一族の構成員数が限られていたであろうから、それに応じて家系断絶の危険は高かったといえよう。ところで多人数の相続人によって生ずる債務膨張と、男子相続人払底は一見対照的な現象のようにも見えるが、しかしグレーベン家のように比較的短期間のうちに双方を経験した一族もあり、両現象は必ずしも無関係であるとはいえない。なぜならば一族における債務膨張は、当主の領地経営を困難とさせるばかりではなく、配偶者を得るにあたって大きな制約となったからである。この点を具体例で示してみよう。先のマルヴィッツ家の場合、新当主となった長男は生涯独身で終わり、その後1782年にフリーデルスドルフ領を相続したのは次男ではなく、三男であったが、その決め手となったのは、

彼の妻の実家が富裕な官職貴族家であり、彼女の持参金によって一族の資産状況が大幅に改善されえたからである⁽²⁰⁾。長男はそれに匹敵する配偶者を見いだせず、次・四男の妻も、夫が当主となるためには十分な力とならなかった。配偶者を見出すのがいかに困難かは、裕福な市民出身の娘を妻に選ぶ事例が目立ってきたところにもよく現れているが⁽²¹⁾、これも債務の膨張が貴族の結婚を困難にさせつつあったことを証明しているといえる。相続人過多に由来する債務膨張は結婚の制約条件になり、ひいては次世代における男子相続人払底の一因ともなりえたのではないだろうか。

2 農民農場の再建と農民の地位変化

1) 世襲隷民制

相続制度に起因する所有の不安定は、所領運営＝経営からの収益によって克服されるべきものであるが、しかし戦争による農村社会の荒廃はこの面でも領主の立場を苦しくさせた。三十年戦争の農村社会への破壊的影響については前節で詳しく検討したが、しかし17世紀後半にもスウェーデン＝ポーランド戦争やブランデンブルク＝スウェーデン戦争の戦場化にさらされた地域が少なくなく、このため農村社会の再建は緩慢であるばかりでなく、跛行的・断続的にしか進まなかった⁽²²⁾。1710年代において農民農場数は三十年戦争前（1世紀前）の水準に達せず、18世紀前半にはいっても農民農場の再建過程が続いていたことは、第18表の数値が示すところである。農民農場数減少に現された破壊の程度は北東部のウッカーマルクで最も手ひどく、次にプリクニッツなどの北西部が続き、テルトウなど南部は半分程度の農場が残ったことで北部に

比べ被害が少なくすんだというのが、前節でのわれわれの結論であった。表からは、三十年戦争による破壊の程度が、再建の困難さをも規定していたことを読みとることができる。

さて戦争による破壊は労働力（人的資源）と農場資産（物的資源）双方に及んだが、これらの欠乏は、資産を有する農民農場引受手不足という形で表面化した。なるほど53年のラント議会によって領主による荒廃農民農場吸収が認められたとはいえ、君主権は租税負担者としての農民農場再建を望んでいた上⁽²³⁾、そもそも領主自身の資金不足によって、彼らが直営農場を大規模に拡大できるような状況にはなかった。1686/7年のプリクニッツ土地・租税台帳Katasterには、農民農場保有者の氏名ばかりではなく、荒廃農場利用者の名前も記載されている⁽²⁴⁾。利用者が村落民といかなる関係にあるのかは台帳からは判然としないが、しかし領主により荒廃農場の大きかりな利用がなされていた形跡はそこには認められない。このため農民農場をそのまま再建し、それより賦役や奉公人労働を獲得するというのが、領主の一般的方針であったといえる。その結果、農場再建能力を有する者の確保が領主にとって重大な課題となったが、しかしこのような農民を得るのは簡単なことではなかった。それを難しくさせていたのは、労働力不足によって生じた二つの面での競争である。第1は、農場の引受手獲得をめぐって17世紀後半には領主間で競争が繰り広げられ、一定年限の賦役免除や建築資材の無償供与、人格的自由の付与によって新規引受手を得ようとする試みもみられ⁽²⁵⁾、「土地市場」においては明らかに農民優位の事情にあったことである⁽²⁶⁾。第2は、農民農場が資材・家畜・

種糶確保に苦しみ、租税（コントリブション）によって負担を増す一方、労働力不足に起因して労働賃金が上昇したため、農民子弟にとって日雇労働者や奉公人になることの相対的有利性が高まったことである。このため荒廃がひどく、農民確保に特に不利であった北部ではウッカーマルクに改革派フランス人を、ルピンにスイス人を招き入れる動きがあったが、しかし所領内における宗派混合が嫌われ、一般的にはならなかった⁽²⁷⁾。

このように市場の動向にまかせていては不利な方向に流れるのは必定であったため、領主達は領民に対する人格的拘束を強めることで農場引受手を確保しようと努めた。体僕制 *Leibeigenschaft* と世襲隷民制 *Erbuntertänigkeit* がそれである。前者はメクレンブルクやポメルン、あるいはニーダーラウジッツからの影響によって、17世紀中葉に領民を領内に拘束するためにウッカーマルクやノイマルクで導入されたものである⁽²⁸⁾。それには様々な変種があり、土地より切り離され、人格そのものが売買対象になるという極端な人格支配の形態もありえたが、一般的には、①領主裁判権への代々の人格的拘束（ただし解放金支払いによって移住が可能となる）、②領主の裁量に依存した農場保有権の不安定、③不定量賦役、が主な特徴であったといえよう。しかし上記の地域以外にはほとんど普及しなかったし、また導入されたウッカーマルクでも同制度にこだわった所領では裁判闘争を含む農民の強い反発を招き、むしろ新たな引受手の獲得において不利に立たされるということも起こりえた⁽²⁹⁾。結局クールマルクで領主によって広く導入されるようになったのは、体僕制ではなく世襲隷民制であった⁽³⁰⁾。これ

は農民子弟の農場世襲権Erbrechtを世襲義務Erbpflichtに読み替えようとする試みであったが、代人Gewährsmannを立てることによってその義務を免れることが認められていたし、また同制度は農民の農場保有権とは直接的関係を持たなかったため、良好な保有権とも両立可能な制度であった⁽³¹⁾。この世襲隷民制の歴史的評価に関しては、ここで次の点を是非とも強調しておかねばならない。先ず第1に、同制度は決して領主側の攻勢下で導入されたのではなく、土地過剰状況の中で農民側が農場引受を渋る動向があったため、それへの防衛的対応として行われたもので、それを一方的な領主権強化と理解するのは適切ではないということ。第2に、18世紀を通じて土地市場の需給バランスが均衡し、農民が自家への農場確保にこだわりを強めると、同制度の意味は減じざるをえなくなるということ。世襲隷民制導入は、ブランデンブルクにおける農場領主制確立のメルクマールの1つとみなされうるだろうが、その「確立」を領主支配発展の帰結と理解するのは無理があるのではないか。

2) 隷役小作制

同様のことは隷役小作制Lassitentumについても当てはまるが、それもブランデンブルク農場領主制下における農民のいまひとつの特徴であると同時に、17世紀後半に本格的に普及したものであった。隷役小作のような農場保有権劣悪化は、賦役労働強化にとって促進要因であったと評価されがちであったが⁽³²⁾、しかし近年のブランデンブルク農村史研究はこうした見解を支持してはいない。例えばエンダースは、プリクニッツの諸所領の事例か

ら、同制度の本格的発展のあった17世紀後半に目立った賦役強化はなかったとしている⁽³³⁾。後述するように隷役小作制は賦役強化の方向にも作用しえたが、しかしその普及期である17世紀後半にはむしろ賦役軽減と結びつくのが一般的動向であった。隷役小作制の普及には主に2つの経路がありえたと考えられる。第1は、農場の建築物や生産手段Hofwehr（農具・家畜・種籽）を農民が自弁する場合である。しかし農場再建に際して、領主側から建築資材が供給されたり、あるいは賦役免除が認められると、それらは領主に対する債務とみなされる。そこでは家屋や生産手段が抵当化するが、その資産価値に対して債務額の比率が高まるにつれ、農民の家屋や生産手段に対する所有権は否定され、彼らは隷役小作とみなされるようになった⁽³⁴⁾。例えば、シュターヴェノウ領（プリクニッツ）では、1711年の記録によると農民は家屋を自ら建築していたはずであったが、賦役免除を受けたことにより、その後の売買記録では家屋や生産手段が資産価値として評価されなくなり、18世紀末にはついに隷役小作として規定されるに至った⁽³⁵⁾。同領では17・8世紀交替期において、世紀前半に比べ週賦役が3日から2.5日に短縮され、貢租量も半減していたことがハーゲンによって明らかにされており⁽³⁶⁾、隷役小作制は賦役・貢租調達の困難さと密接に関連して形成されたものとするができるだろう。隷役小作制形成の第2の経路は、農民側に再建能力がなく、このため初めから領主が家屋や生産手段を供給する場合であった⁽³⁷⁾。ここでは賦役の質・量は、領主が準備できる農耕用牛馬や農具に規定されざるをえなかった。フリーデルスドルフ領（レプス）では、三十

年戦争直後に家屋建築・生産手段調達を農民に任せて再建が進められたが、しかし一向に農場引受手を見出すことはできず、1664年には遂に領主の負担によって農場再建が行われることになった。しかし領主の提供できた家畜と種物は貧弱なものであった。同領の戦前の標準的農民は馬4頭、ライ麦と大麦各1 1/2ヴィスペルを有していたが、64年以後入植した農民が領主より得たのは牝牛1頭、牝牛1頭とライ麦5シェッフェル、大麦4シェッフェル(1Wsp=24Schf)にすぎなかった。週賦役は1農場当たり4日(1名による)にも及んだが、農耕用牛馬の決定的不足によってそれは手賦役で行われ、労働の質は高いものではなかったと考えられる⁽³⁸⁾。しかし週賦役の内容は18世紀末までの間に質的に強化され、夏期3ヶ月間には男女各1名による週3日の手賦役、残り9ヶ月間には男子1名による週2日の手賦役に加え、週1日の畜耕賦役が年間を通じて課されていた。賦役労働の質的向上は領主の追加投資なしには不可能であり、領主によって供給された牛馬はこの間に1農場当たり12頭に増えていた⁽³⁹⁾。このように労働力不足に加えて資本欠乏が深刻であった17世紀後半より世紀交替期においては、領主による一方的な賦役労働強化は現実的ではなく、その実現も農民農場再建に領主がどの程度関与できるかにかかっていた。三十年戦争によって疲弊して多額の債務を抱え、直営農場再建さえ展望の持てなかった領主にとってはそれは力に余る課題であったが、その場合1652年のフリーデルスドルフ領所有者F. v. フュールのように、所領売却に迫られることになったのである⁽⁴⁰⁾。

3 再建過程における村落共同体と領主

1) 農村における紛争と領主裁判権の強化

最近のブランデンブルク農村史研究者の中には、17世紀後半から18世紀にかけての農村社会を、紛争に満ちた騒々しい社会として描く傾向がみられる。この紛争には様々な局面があり、それをここで分類してみることにしよう。まずは村落民と軍隊間の対立をあげておく必要がある。常備軍化した軍隊が頻繁に行軍・宿営を行い、また戦時には外国軍が侵略し、世紀後半になっても軍隊の脅威は去らなかつた。三十年戦争中に領主達は村民を守ることができなかつたため、その権威は大いに損なわれ、村民達は自らの裁量によって自衛策を講じなければならなかつたが、そのような例としてプリクニッツの事件がエンダースによって紹介されている⁽⁴¹⁾。例えば48年11月に200人のスウェーデン軍部隊が侵入した際、Barentin村(ヴィンターフェルト家所領)の「農民司令官」は6-70名の農民を集めて軍の宿営阻止に立ち上がった。この農民集団はさらに200人に膨れ上がって、スウェーデン軍の進軍を阻み、後者は農民達の監視下で漸く進軍することができた。プリクニッツに配置された軍政コミサールは、戦後の50年2月になっても農民達が司令官を選び、勝手に武装している現状を嘆いていた。ここで想起すべきことは、前節でルピンの例によって紹介したように、三十年戦争末期以降に退役兵が帰村・入植し、農村住民の中に多くの戦闘経験者が含まれていたという事実である⁽⁴²⁾。

このように三十年戦争後に領主が支配しなければならなかつたのは、決して温順な農民達ではなかつた。領主が賦役負担の引き上げをはかったり、放牧権や木材伐採権などの権

利削減を迫るような事態が生じると、村落ぐるみの反領主闘争が展開された。これが紛争の第2の形態である。農民達は領主を侯室(王室)裁判所に訴えることにも、さしたるためらいをみせなかった。1650-1700年の間に同裁判所で扱われた訴訟の中で、プリクニッツの村落共同体Gemeindeが原・被告として関わった件数は150にもものぼり、その多くが上記のような事項に絡んで生じた紛争であった⁽⁴³⁾。またウッカーマルクの諸村落のように、クライス騎士身分の租税行政に公然と不満を述べ、租税行政への参加を要求したことによって、逆に61年には後者より同裁判所に訴えられた例もうまれた⁽⁴⁴⁾。抗議の対象が一領主にとどまらず、領主貴族中心のクライス政治体制にまで拡大する可能性さえあったことを、この例は示している。領主は村落支配にあたって牧師やシュルツェSchulzeなどの媒介的存在を利用することもできたが、村民との間に共通の利害を多く有する彼らの忠誠にも全面的な信頼がおけず、このような媒介者が時として村落共同体の側に立って行動することも頻繁に起こりえたのである⁽⁴⁵⁾。

第3の対立関係は、農村住民内のそれである。村落裁判や領主裁判所で扱われた訴訟の多くは、領主＝領民間で生じた紛争でもなければ犯罪でもなく、むしろ領民間の民事的トラブルが中心を占めていたことが、グライクスナーのアルトマルク研究によって確かめられている。具体的にはシューレンブルク家所領の「所領総裁判所」Gesamtgerichtにおいて1725年と31年に扱われた訴訟件数166のうち、賃金未払いや親族内・隣人間の紛争をめぐる「苦情」が68件、遺産分与や持参金支払いなど「権利の確認」や「貨幣請求」をめ

ぐるものが48件あるのに対して、領主＝領民間の争いは37件、犯罪は9件であった⁽⁴⁶⁾。彼女によるならば、自らの権利を主張するために裁判に臨んだ農村住民は総じて雄弁であり、その論争的態度によって、当時の法律家を辟易とさせていたことが史料よりうかがわれるという⁽⁴⁷⁾。

軍隊と農村住民間の紛争は一領主によって解決困難であったが、しかし農村社会内のそれを放置することは、領主には許されないことであつたらう。このため彼らは次のような領主裁判権の整備と強化によって、これに対応しようとしていった。先ず第1に、村落裁判から領主裁判を分化させ、前者の機能を限定するとともに、後者を強化しようとした。シュルツェによって主宰された従来の裁判では、中世末以来その職がレーンとして君主によって授与されたものから領主によって任命されたものへと移行していったが、これによって制度上は村落裁判は領主裁判権の下に置かれ、村落＝領主裁判とも規定すべきものになっていた。これに対して17世紀後半以降になると、法学教育を受けた専門家が裁判官Jusititarとして領主によって任用され、村内で処理困難な案件に関しては、従前の村落裁判とは別個にこの専門家に取り扱いが任されるようになったのである⁽⁴⁸⁾。第2はアルトマルクの大所領において実施された所領総裁判所の開設がそれである⁽⁴⁹⁾。小領地の場合、領主は単独で専門的裁判官職を維持することは困難であるため、近隣の領主が共同で都市の知識人市民に裁判官の業務を依頼するのが一般的なあり方であった。この場合、裁判官による裁判は通常の村落裁判との分離が明確ではなく、村落裁判の中の特別な形式ともみな

されうるものであった。これに対して所領総裁判所は、互いに近接する領地を持ち、しかも同じ一族に属す支家が一体となって裁判官と専門の傭人を雇い入れ、村落裁判とは別個に所領内の中心地（小都市）において共同の裁判会議を定期的で開催するという形態をとった。シューレンブルク家の所領総裁判所は年に2回開催されていたが、18世紀にはいると必要に応じて臨時の裁判会議も開催されるようになっていった⁽⁵⁰⁾。第3は、裁判記録の管理権を村落から領主に移管する試みである。これまで村落裁判は牧師や教会番Küsterらによって記録が採られ、それは「参審員帳簿」Schöffnenbuchとして村落共同体において管理されていた。プリクニッツやアルトマルクの大領地では16世紀以降これとは別個に領主が管理する「 Amtbuch」が作成され、前者にかわって重要性を増していったが⁽⁵¹⁾、ブランデンプルクの南東部においても三十年戦争以後になると裁判記録は「参審員帳簿」にかわって、領主の手にある「裁判記録帳簿」Gerichtsprotokollbuchとして保管されていった。これも裁判運営の責任が、シュルツェやゲマインデ参審員から専門的裁判官に移行していったことと無関係ではなかった⁽⁵²⁾。

このように村落裁判とは別に領主裁判権の独自の制度と機構が形成されてきたことを、どのように評価すべきであろうか。以上の方向性を領主裁判権の強化とすることには疑いを挟めないが、しかし領主利害に沿った紛争解決装置がこれによって生み出されたとするだけでは、重要な側面を見逃すことになる。そもそも領主裁判権の強化は、領主利害実現の決め手にもならなかったであろう。なぜな

らば、領主＝領民間の紛争については、村落共同体には侯室（王室）裁判所に訴えるという方法が残されており、村民達はそれの利用を厭わなかったように思われるからである。プリクニッツの場合であるが、18世紀の百年間に800あまりの賦役負担をめぐる訴訟が王室裁判所に持ち込まれ、一村落實たり平均すると3-4件の裁判に原告ないし被告として村落共同体は関与している⁽⁵³⁾。同裁判所も、領民の旧き権利が侵害された場合、領民の立場に同情的であった。次に、民衆同志の紛争が頻発し、訴訟の多くがこれによって占められていたことを考慮したならば、領主裁判権強化を領主利害実現のための施策とすることは、事態をあまりに単純化することになるのではないか。むしろ租税行政において課税標準の公正化が行われたように、裁判行政においても紛争解決の客観化が進められたと理解すべき側面があるのではないか。即ち、従来の村落裁判主宰者であるシュルツェは、領主任命による者ならばたいていは村落内の農民より指名されており、このため村内の出来事に対して、彼は第三者的、客観的態度に終始することは困難であった⁽⁵⁴⁾。これに対して農村社会の外にある知識人市民を裁判官に据えることは、村落内の当事者同志で解決困難な問題を、外部の第三者の判断に委ねることを意味していたといえる。ハーンは、絶対主義時代の農村社会秩序は君主権の法令制定・実施によってよりも、裁判領主の努力によって形成されていったと述べているが⁽⁵⁵⁾、領主裁判権の整備はこれに貢献したであろう。

2) 村落裁判と農村社会の文化

さてグライクスナーは、以上の領主裁判権

強化を、村落が持つ秩序維持機能の衰微と理解するのではなく、むしろ村落共同体の紛争処理・秩序維持機能の延長として捉えている⁽⁵⁶⁾。このような理解が可能であるとするならば、領主貴族達は村落の自治機能に対してどのように臨んだか、また17世紀後半より18世紀にかけてのブランデンブルクの村落自治を、どのように評価すべきであるかが、次に問われなければならないであろう。

これまでわれわれは村落裁判を民事・刑事事件を扱う制度としてのみ理解して議論を進めてきたが、これとは別にそれは「任意裁判権」freiwillige Gerichtsbarkeitという機能を有していた⁽⁵⁷⁾。これは村内にある農場や権利に変化・移動がある場合、村落共同体のメンバー一同の承認手続きを経て行う制度である。対象となるものをあげるならば、①農場売買契約、②相続契約、③結婚契約、④隠居取分契約、⑤旅籠・製粉・牧師・教師・手工業者の権利、などであった。承認された契約内容は「参審員帳簿」に記録（登記）されることになるが、領主によって管理された「アムト帳簿」「裁判記録帳簿」が登場した後も、「参審員帳簿」のこの機能は相変わらず維持されることになった、即ちこの面での村落裁判の権限は三十年戦争後も存続することになったのである。このように「任意裁判権」は、村落共同体メンバー各自が有する権利内容を一同で確認し、記録に保存するという役割を持つが、村落裁判がこの機能を維持していたことは重大な意味を持つ。先にも述べたように、三十年戦争後にブランデンブルク農村では農民の多くが家屋・生産手段に対する所有権を失い、農場保有権を劣化させていったが、村落共同体が以上のごとき機能を維持する限

り、隸役小作ばかりか、それよりも権利の劣るウッカーマルクの定期小作でさえ、事実上農場の世襲を領主に認めさせることができた。ポイツェンブルク領Rittergut Boitzenburg（アルニム家所有）の定期小作農からなる共同体で、農民農場に空きが生じた場合、共同体の側に新規引受手に対する同意の権利が留保されていたのも、このような機能によるものであったに違いない⁽⁵⁸⁾。エンダースは、村落共同体を「生きる記憶」lebendes Gedächtnisと性格づけ、近世を通じて共同体の果たす秩序の決定・保存機能を領主も評価し利用していたと述べているが⁽⁵⁹⁾、17世紀後半の混乱期にはその意義は高まることはあっても、減じることがなかったであろう。

さらに村内に紛争・事件が生じた場合の民事・刑事裁判においても、村落とその裁判機能は相変わらずその意義を失うことはなかった。即ち法律専門家の手を煩わせずに処理可能なものは、裁判官の審理・判決に委ねることなく村落裁判の場で決着づけていたのである⁽⁶⁰⁾。しかも裁判官が主導する裁判においてさえも、村落共同体の関与は不可欠であった。この点に関しては18世紀前半シューレンブルク家領地の婚外子裁判を扱ったグライクスナーの研究が、その詳細を明らかにしている。婚外子裁判は女性の側の「不道徳性行為」Unzuchtと男性の側の扶養費負担をめぐる争われた訴訟である。彼女の研究の中で、われわれにとって重要であると考えられるのは次の論点である⁽⁶¹⁾。①宗教改革後に婚姻締結規則が厳格化することで、本人同士の合意だけでは効力を持たなくなり、両親の同意が婚約にとって不可欠となった。この結果、結婚約束にもとづく性行為によって妊娠しながら

ら、両親（たいてい男の側）の同意が得られず結婚できない場合、女性は「不道徳性行為」で罰せられた。②しかし宗教改革前の性道徳は18世紀初頭においても村民の心性の中に生き続けており、男性側の父子関係認知と扶養費支払いがあれば、村の中で母親と婚外子の名誉は回復され、「日陰者扱い」を受けずにすんだ。③男女間に大きな身分差がない限り、村民は父子関係の確定に熱心であり、また村内の男女関係に関する村民の情報は、父子関係確認にとって最も頼りとされるものであった。このため「所領総裁判所」の審議の前に、村落裁判において事前聴取が行われた。④しかし村落裁判の権威のなさゆえに、その場で男の側が責任を否定する場合も多かったが、しかし「所領総裁判所」での審議と判決は、村落裁判からの報告によって大きく左右された。また同裁判所即ち領主権力も、民衆的観念にもとづく母親・婚外子の名誉回復要求に対しては寛容であった。以上より、グライクスナーがなぜ「所領総裁判所」を村落裁判の延長として捉えているのか、明らかになったであろう。

さらに彼女の研究は、村落裁判が農村の伝統的な宗教・祝祭文化との間に密接な関連を有していた点を明らかにしたことによっても興味深い⁽⁶²⁾。村落裁判はキリスト教の祭日に開催される慣行を持ち、特に中・北ドイツからエルベ河の東西両岸にかけての地域では、聖霊降臨祭に合わせて行われる村落裁判は、村の祝祭行事の重要要素として位置づけられていた。グライクスナーによって解明されたアルトマルクの聖霊降臨祭と村落裁判は、村の法文化にとって次のような意味を持っていた。①村落裁判において紛争・事件を裁き、

村の掟を確認する。同祭は放牧開始日にもあたるため、それに関する規則を村民全体で確かめ、違反を裁くことも重要視された。②耕地利用や木材伐採・放牧などに関して違反を犯した者は、村に対してビールを科料として負担する。裁判後に行われる酒宴で村人は共にこのビールを飲み干し、違反によって損なわれた村の秩序が再び回復されたことを祝う。③未婚男子の集団は村の性関係に関して監視者としての役割を果たしており、同祭は、村の慣習からはずれた性関係、特に既婚者・独身女性のそれが村の若者達によって糾弾される機会にもなった。

裁判と祝祭の不可分関係とともに、グライクスナーが述べていることで重要なのは、伝統的祝祭が村の秩序維持に役立っていることを領主達は一般的によく理解し、伝統的民衆文化に寛容であったのと比較し、敬虔主義Pietismusの影響を受けた教会巡察官達がこれに否定的態度で臨んだという点である⁽⁶³⁾。1680年代には改革派の影響は宮廷を超えて広く拡大できないことが明らかになったが⁽⁶⁴⁾、それと交替するように90年代以降シュペナーPh. J. Spenerらのルター派敬虔主義が宮廷に浸透し⁽⁶⁵⁾、さらにフリードリッヒ・ヴィルヘルム1世治世には、フランケA. H. Franckeを中心としたハレの敬虔主義と国家の間に「同盟」が成立することによって、ルター派正統主義にとって敬虔主義が改革派に代わる脅威となったことはよく知られている。この「同盟」の積極的意義は、傭兵軍制にかわって導入されたカントン制軍隊に道徳的実体を注入すること、即ち傭兵軍制に伴う強引な兵士徴募や規律欠如を克服し、静穏な生活態度、規律の順守、市民生活との協調などを

教え込んだことであった。その実現のために、ハレで敬虔主義の教育を受けた者達が、従軍説教者Feldpredigerとして1710年代後半以後に次々と軍隊に登用されていった⁽⁶⁶⁾。しかもその後、軍隊外にある枢要な聖職に従軍説教者を優遇して任命する傾向が生じたことは⁽⁶⁷⁾、農村社会に対して重大な意味を持つことになった。即ち教会巡察官にも敬虔主義者達が積極的に任用され、彼らは牧師を監督し、軍隊的秩序に倣い農村社会においても道徳的改造に乗り出したからである⁽⁶⁸⁾。もともと敬虔主義は、傭兵軍の反道徳的行動を批判したスピリチュアリズムの影響を受け、無規律な傭兵軍団に批判の矛先を向けていたが⁽⁶⁹⁾、しかし18世紀の教会巡察官には、農村の騒々しい祝祭文化と兵士の狼藉の間に根本的違いを見出すことができなかった。

他方たいていの領主貴族達が敬虔主義の介入を嫌い、農村の宗教・祝祭文化を肯定的に受けとめるとともに、伝統妥協的なルター派正統主義に執着したのは、主に2つの理由があったように思われる。第1は、上記のとおり民衆的祝祭文化が村落裁判と不可分の関係にあり、その秩序維持機能を認めていたからであろう。さらに第2に、ルター派正統主義教会は領主身分の維持にとっても有意義であり、儀式に懐疑的で身分平準化傾向を持つ敬虔主義は、彼らにとっても望ましい動きではなかった⁽⁷⁰⁾。「宮廷都市地帯」に選帝侯(国王)や宮廷エリート達が競って豪華な宮殿・邸宅・庭園を建設するのを前にして、旧貴族は資金力欠如によってこうした動きからとり残されたばかりか、三十年戦争後の荒廃で権威を喪失していったことを考慮するならば、領主の地位を象徴的に表現するための文化的

装置であるルター派教会を、安価で効果的な手段として彼らが手放そうとしなかったのも、もともとであったといえよう。教会内の座席や祖先の彫像・墓碑、領民の前で繰り広げられた洗礼・結婚・埋葬の儀式は、領主一族にとって祖先祭祀的な役割を果たしたのである⁽⁷¹⁾。こうして大半の領主貴族達は、最初は改革派宮廷、続いて敬虔主義者の攻勢にさらされながら、ルター派正統主義に踏みとどまることになったが、このような領主貴族の指向は、民衆的祝祭文化と村落裁判の存続にとっても不都合でなかったばかりか、むしろ「国家＝敬虔主義」同盟に対する防波堤ともなったであろう⁽⁷²⁾。

結語

本稿の課題は、長期的循環に即して近世の段階設定を行い、これを踏まえて16世紀のブランデンブルク貴族(城主＝官職貴族)の権力・所領支配様式を、17世紀後半から18世紀初頭にかけてのそれと比較するところにあった⁽¹⁾。その際、段階移行の媒介となる「17世紀危機」の検討は、旧い構造がなぜ機能不全に陥って崩壊していったか、また新しい構造が解決に迫られたのはいかなる問題であったかを理解する上で、不可欠の作業であった。本稿を締めくくるにあたって、第3節で検討した17世紀後半から18世紀初頭にかけてのブランデンブルク貴族の権力・所領支配様式を、16世紀のそれと比較・対置してみたい。

16世紀の「城主＝官職貴族」達は中世後半の城主達のように軍事的自立を誇ってはいなかったが、それにかわって人文主義的知識を手に入れ、これを武器に権力・領地支配いず

れにおいても強力な指導力を発揮した。権力にあつては、宮廷・御領地行政・地域行政の各官職を満遍なく獲得しつつ、地域身分団体の役職も得ることによって宮廷と身分団体間意思調整を主導し、この過程で自らの利害に沿った政策を引き出す能力を有していた。他方領地支配においても中世後半の社会混乱收拾に力を尽くしつつ、文書による支配によって村落共同体に対して攻勢をかけ、その過程で土地と労働（賦役）の多くを得て農場領主制を形成することに成功した。

ブランデンブルクにおける「17世紀危機」の内在的要因は、権力の近代化過程において新しく生じた諸問題に対して、権力エリートである「城主＝官職貴族」が解決能力を失ったことにあった。このような問題として先ずあげるべきは、領邦を超えた全体国家創出という課題と領邦利害の調整である。17世紀初頭には、前者を代表する宮廷貴族と後者の中核を成す伝統的ブランデンブルク貴族の対立が、調整者不在のまま高じていくことになった。第2は、傭兵軍団に対する統制困難と、将校＝地域身分団体関係の調整不調であった。将校の多くが「城主＝官職貴族」層の出身であっただけに、その権力支配能力の限界が明白となり、それは三十年戦争における社会の破壊にも重大な責任を負っていた。

三十年戦争後（17世紀後半から18世紀初頭）においてブランデンブルクの貴族達は、農村住民と賦役負担などをめぐって対立したとはいえ、彼らと「17世紀危機」を共に経験し、その苦難を耐え忍ばなければならない立場にあった。ベルリンを全体国家の中心地に創りかえようとする新興エリートによって、ブランデンブルクの旧貴族の多くは御領地官

職を奪われ、また宮廷からも遠ざけられ、権力エリートの中では周縁的存在へと追いやりられ、最終的には将校の地位（及びクライス行政）を得ることでようやく権力に関わる方途を見出した。しかもその権力的地位には、16世紀の御領地官のような大きな裁量権が与えられることはなく、彼らは新しく生まれた軍政組織による官僚制的支配を受容しなければならなかった。他方領地の支配に関しても所領所有は安定せず、領主貴族達にとって農村社会の再建は容易な課題ではなかった。このため世襲隸民制・隸役小作制・領主裁判権整備のような外見上は農場領主制の強化に見える施策も、実際には農民の攻勢や農村社会の紛争に対する防衛的措置とみなすべきである。また領主貴族達は、村落共同体の自治行政や伝統的民衆文化を秩序回復に役立つものとして受容し、軍隊の中で貴族自身が経験した規律の徹底を領地支配に持ち込むことには消極的であった。

以上が本稿の結論である。しかし18世紀後半にまで視野を広げるならば、強いられた受動の中から創造的精神が躍り出ることもありえたことに注目しておきたい。一例として先ずロッホウ家の場合をみてみよう。同家は16世紀に4つの支家に分岐し、この中でゴルツォウ系ロッホウ家は改革派に転じ、宮廷において成功をおさめ官職貴族家として成長していった。他方それとは対照的にレカーン系ロッホウ家はルター派信仰を堅持し、ラントラート（郡長）を代々送り出しつつ、在地の領主貴族家としてブランデンブルク旧貴族家に典型的な道を歩んでいった⁽²⁾。かの啓蒙主義的教育思想家として著名なロッホウ Friedrich Eberhard v. Rochowは、他ならぬ

レカーン系ロッホウ家第7代目の当主にあたる。この支家は18世紀に自らの所領に新農法を導入することに熱心であったが、それより何よりドイツ学校教育史において画期的意義を持つといわれる「レカーン校」(ツァウヒェ)が、このような典型的旧貴族家の所領支配の中から生み出された⁽³⁾。テアA. D. Thaerに強い印象を与え、彼のメークリン農場とともに革新的農法の発信地になったのは、通称フリートランド夫人(本名Helene Charlotte v. Lestwitz)のクーネルスドルフ農場(上バルニム)である。彼女も徹底して在地性にこだわる領主であり、カークはその領地支配の性格を「家母的支配」maternale Herrschaftと名づけている⁽⁴⁾。ハルデンベルク改革に刃向かったことで有名な保守的軍人マルヴィッツFriedrich August Ludwig v.d. Marwitzは、領主の在地性に価値を見出したばかりか、領主としても創造性に富む革新的存在であった。若き時代にフリートランド夫人の農場に通いながら新農法を学び⁽⁵⁾、ハルデンベルク改革に先駆けて農民達の賦役を「無償廃止」し⁽⁶⁾、さらに彼が試みたフリーデルスドルフ領(レプス)での村落学校改革⁽⁷⁾は、近年ノイゲバウアーによってロッホウのレカーン校とも比較され評価されている⁽⁸⁾。所領の所有はまた、旧貴族の思い切った行動の支えともなった。マルヴィッツは伯父にフリードリッヒ2世時代の将軍を持っていたが、この伯父は、七年戦争時にザクセン軍の財宝掠奪に怒った大王よりその仕返しを命じられた際、これに従うことを拒否し、大王の勘気をこうむることも恐れない硬骨漢であった。マルヴィッツは彼を深く敬愛し、後に「恭順であることが名誉とならないならば、あえて不興を買うことを

選んだ⁽⁹⁾」と伯父のために墓碑銘を刻んだ。伯父は事件後国王に除隊願いを提出したのであるが、このような行動が可能であったのは、彼に帰るべき所領があったからであるといえよう。軍隊の規律を受け入れながら、時として人格をかけてこれを拒絶しえたのは、一族が苦難の中で所領を維持し続け、これによって自らの存在も支えられているとの自負の念からではなかったか、この点の解明は今後の課題とすることにしよう⁽¹⁰⁾。

凡例(省略記号)

ABB = Acta Borussica. Die Behördenorganisation und die allgemeine Staatsverwaltung Preußens im 18. Jahrhundert, Frankfurt (M), 1986/7²

ABH = Acta Borussica. Die Handels-, Zoll- und Akzisepolitik Brandenburg-Preußens bis 1713, Frankfurt (M), 1986/7²

BLHA, MF = Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Marwitz-Friedersdorf

FBPG = Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte

HHBB = Historischer Handatlas von Brandenburg und Berlin (Veröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin)

HOLB = Historisches Ortslexikon für Brandenburg (Veröffentlichungen des Staatsarchivs Potsdam)

HZ = Historische Zeitschrift

JfBLG = Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte

註

- (1) 前節ではカルヴァン派貴族と彼らを呼んでいた。しかし厳密な意味でのカルヴァン主義者でない者もその中には含まれていたこと(K. Deppermann, Der Hallesche Pietismus und der preussische Staat unter Friedrich III (I), Göttingen, 1961, S.28)、また近年のブランデ

ンブルク史研究ではReformiertenとするのが一般的であることの二つの理由より、「改革派」と改めることにしたい。ただしハーンのような今日の代表的ブランデンブルク史家が、両者を併用している場合も見られる (P.-M. Hahn, Calvinismus und Staatsbildung : Brandenburg-Preußen im 17. Jahrhundert (以下 Calvinismus と略), in : M. Schaab (Hg.), Territorialstaat und Calvinismus, Stuttgart, 1993)。

- (2) S. Isaacsohn (Hg.), Urkunde und Actenstücke zur Geschichte des Kurfürsten Friedrich Wilhelm von Brandenburg, Bd. 10 (以下 Urkunde と略), Berlin, 1880, S.178f.
- (3) O. Hintze, Die Hohenzollern und der Adel, in : Derselbe, Regierung und Verwaltung, Göttingen, 1967, S.39 ; F. L. Carsten, Geschichte der preußischen Junker, Frankfurt (M) , 1988, S.34f. ; 高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』有斐閣, 1954年, 301、2頁。
- (4) 阪口修平氏や仲内英三氏はクライス等族制の意義を強調することで、国制史的レベルで通説的絶対主義国家論の批判を展開した (阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部, 1988年, 仲内英三「18世紀プロイセン絶対王政時代の地域レヴェルの等族制—プロイセン絶対王政とクライス等族制」『早稲田政治経済学雑誌』第333号, 1998年他)。しかし君主権力やクライス騎士身分がどのような社会的構成をとっていたのかまでは検討されていない。
- (5) 本稿第2節、25頁。

I 註

- (1) 本稿第2節、16頁。
- (2) P. Bahl, Der Hof des Großen Kurfürsten. Studien zur höheren Amtsträgerschaft Brandenburg-Preußens, Köln / Weimar / Wien, 2001, S.408f.
- (3) M. Hein, Otto von Schwerin. Der Oberpräsident des Großen Kurfürsten, Königsberg, 1929, S.56f. ; P.-M. Hahn, Landesstaat und Ständetum im Kurfürstentum Brandenburg während des 16. und 17. Jahrhunderts (以下 Landesstaat と略), in : P. Baumgart (Hg.), Ständetum und Staatsbildung in Brandenburg-Preussen, Berlin/New York, 1983, S.65. ブランデンブルク貴族の勢力後退はこれまでしばしば強調されてきたことであるが、その要因を根本的に明らかにした研究は未だ存在しないように見られる。本稿も遺憾ながらこの点を解明することはできない。しかしそれについては、ブルクスドルフ失脚の一因として彼が新しい国家構想を持てなかったこと、また40年代に復権を果たしたブランデンブルク出身の枢密参議がいずれも高齢で旧世代に属していたことを重視したハインの議論に、ここでは注目しておきたい (Hein, a. a. O., S.8, 45f.)。16世紀には国際的視野を誇った「城主=官職貴族」達であったが、前節で述べたようにその後の厳しい国内対立と三十年戦争での疲弊によって、視野の広さと新時代の国家構想力を持つ人材を育成できなかったところに、彼らの勢力後退の原因があったのではないかと考えられる。50年代に枢密参議会に地位を得た数少ないブランデンブルク貴族の経歴を見るならば、ブルメンタールは帝国政治での経験、シュパールはオーストリア軍での軍歴、プラーテンは3年間のフランス留学を含む長期の学歴を持ち、ブランデンブルク=プロイセンの国家建設を国際的視点から構想する能力を有した者として、ブランデンブルク貴族の中では例外的存在であったと考えられる。
- (4) 本稿第1節、28-30頁、また拙稿「三十年戦争後ブランデンブルク=プロイセンにおける御領地財政再編とグーツヘルシャフトの確立」(以下「御領地財政再編」と略)『西洋史研究』新輯第27号、1998年、36-41頁も参照。
- (5) 拙稿「御領地財政再編」41-58頁。この時期の御領地行政については K. Breysig, Geschichte der brandenburgischen Finanzen in der Zeit von 1640 bis 1697. Darstellung und Akten, Bd.1, Die Centralstellen der Kammerverwaltung. Die Amtskammer, das Kassenwesen und die Domänen der Kurmark, Leipzig, 1895が相変わらず必読の文献ある。他に S. Isaacsohn, Die

Reform des kurfürstlich brandenburgischen Kammerstaat 1651/2 (以下Reformと略), in: Zeitschrift für Preussische Geschichte und Landeskunde, Bd.13, 1876 と Derselbe, Erbpachtsystem in der Domänenpolitik, in: Zeitschrift für Preussische Geschichte und Landeskunde, Bd. 11, 1874、及びH.-H. Müller, Domänen und Domänenpächter in Brandenburg-Preußen im 18. Jahrhundert, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1965/4も参照。

- (6) Isaacsohn, Reform, S.166.
- (7) 本稿第1節、16、7頁。
- (8) Isaacsohn, Urkunde, S.175-7, 267-9, 280f.
- (9) E. Fidicin, Die Territorien der Mark Brandenburg oder Geschichte der einzelnen Kreise, Städte, Rittergüter und Dörfer, Berlin/New York, 1974, Bd.1, S.XII-XIV, Bd.2, S. XII-XIVに1650、1750年時点の御領地村落があげられているが、その情報は詳細ではない。
- (10) HHBB, Lfg. 31, 33.
- (11) P.-M. Hahn/H. Lorenz (Hg.), Herrenhäuser in Brandenburg und der Niederlausitz, Berlin, 2000, Bd.2, S.218-20.
- (12) この点については、F. Göse, „Die Postamische Sache...ist zur Endschaft zu befördern“. Der Auskauf des Adels im Potsdamer Umland durch Kurfürst Friedrich Wilhelm (以下Auskaufと略), in: P.-M. Hahn/K. Hübener/J. H. Schoeps (Hg.), Potsdam. Märkische Kleinstadt-europäische Residenz, Berlin, 1995が重要である。宮殿建設についてはJ.Kunisch, Funktion und Ausbau der kurfürstlich-königlichen Residenzen in Brandenburg-Preußen im Zeitalter des Absolutismus, in: FBPG, NF, Bd.3 (1993), Hft.1, S.177-92を参照。
- (13) シュヴェリンによる御領地拡大政策についてはGöse, Auskaufを参照。またシュヴェリン家の領地拡大についてはHein, a.a.O., S.150-4, 386-9; Hahn/Lorenz, a. a. O., Bd. 2, S.643-5を参照。シュヴェリンはクールマルクのレーン事務局長官Lehnsdirektorも兼職していた

が、彼はこの職務によって各領地の債務状況や、レーン保有者代替わりの際の手続不履行など重要情報を知りうる立場にあった。御領地や自らの領地拡大のための交渉に際して、これら所領関係の情報は相手側に対して脅迫の意味を持ち、交渉を有利に運ぶことを可能にしたと考えられる (P.-M. Hahn, Neuzeitliche Adelskultur in der Provinz Brandenburg (以下Adelskulturと略), in: Hahn/Lorenz, a. a. O., Bd.1, S.46)。

- (14) Bahl, a. a. O., S.293.
- (15) 近世ドイツ及びブランデンブルク＝プロイセン宮廷史研究の動向についてはBahl, a. a. O., S.1-24; Kunisch, a. a. O., S.167-76を参照。本稿で扱うことはできないが、フリードリッヒ3 (1) 世時代の宮廷社会については、Sophie Charlotte und ihr Schloß. Katalog der Ausstellung im Schloß Charlottenburg, Berlin, 1999/2000に掲載された諸論文が有益である。
- (16) パールは、上級官職保有者の指標として、Herrの敬称、「顧問官」Ratの称号、葬送説教 Leichenpredigtの3つをあげている (Bahl, a.a.O., S.29f.)。
- (17) 総監理府General-Direktoriumが1722年に設立されるまでは、枢密参議会が最高行政機関であった。なるほど総監理府の前身である宮廷御領地財務府と総軍政コミサリアートが徐々に枢密参議会の行政権限や活動領域を奪っていったが、しかし大選帝侯フリードリッヒ・ヴィルヘルム時代においては、枢密参議会は実質的に行政の中心であり続けたと考えるべきである。
- (18) Ebenda, S.50-2, Anm. 174.
- (19) 以上についてはEbenda, S.44-8, 406f.
- (20) Ebenda, S.49, 408.
- (21) 数の上でポメルン貴族はブランデンブルク貴族に次ぐ存在に成長しただけではなく、ポメルンからはシュヴェリン、グルムブコウ父子、カメカE. B. v. Kamekaのようなブランデンブルク＝プロイセン国家の屋台骨となるような大政治家がうまれている。これはポメルンの次のような事情を無視しては理解できないのではないか。三十年戦争時にスウェーデンとその領有をめぐる争われた同領のうち、フォアポ

メルンとシュテッティン市はスウェーデンが、ヒンターポメルンはブランデンブルク＝プロイセンが得たが、この後もポメルン全体の支配を後者はあきらめることはなかった。多くのポメルン貴族はこの過程でどちらの側につくか踏み絵を踏まされており、親ホーエンツォレルンを鮮明にした者たちの忠誠は、特別信頼のおけるものと選帝侯に映ったとしても不思議はない。ブランデンブルク、プロイセン、クレーヴェの有力貴族の中に自領邦の利害にこだわる者が目に付くのに比べ、ポメルン貴族の代表的存在にこうした傾向が少なく、むしろブランデンブルク＝プロイセン全体国家創出に打ち込む者が出たのも、以上のような事情とは無縁でなかったであろう。例えばシュヴェリンの場合について、Hein, a.a.O., S.1-39を参照せよ。

- (22) Bahl, a.a.O., S.151f.
- (23) Ebenda, S.147-51, 158-63.
- (24) Ebenda, S.178.
- (25) 長期の大学教育を受けた者としてB. v. プルン、Th. v. クネーゼベック、H. G. v. リベック、外国軍での軍隊経験者としてC.B.v.フュール、また長期の大学教育を受け、豊富な行政・外交経験を持つ者としてJ. F. v. プルメンタールをあげうる(Ebenda, S.433, 440, 519, 545, 565)。
- (26) 以上はEbenda, S.421-623にまとめられた各官職保有者の略歴による。他にAllgemeine deutsche Biographie (ADB) ならびにNeue deutsche Biographie (NDB) にも当時の枢密参議の多くがとりあげられている。また将校出身者については「プロイセン軍指揮官名鑑」ともいふべき K. v. Priesdorf, Soldatisches Führertum, Bd.1, Hamburg, o. J.も重要な情報源となる。
- (27) 外国出身者や市民にブランデンブルク貴族身分を与えるという方法については、選帝侯自身の貴族位階授与権の限界という問題があり、ブランデンブルク貴族として選帝侯より承認を受ける者は、予め皇帝より貴族であることが認められなければならなかった。しかし1701年のプロイセン王位獲得によって、この障害も取り除かれることになった。新貴族形成についてはBahl, a.a.O., S.322-41を参照。
- (28) Hahn/Lorenz, a.a.O., Bd.2, S.232.
- (29) Bahl, a.a.O., S.242f.
- (30) Ebenda, S.237-46.
- (31) Hein, a.a.O., S.5, 160, 212, 370 ; Bahl, a.a.O., Tafel13 (S.638).
- (32) Ebenda, S.140-2. 17世紀末に宮廷で絶大な力を誇った実力者ダンケルマン兄 E. Danckelmannも、シュヴェリンの推薦によって宮廷で登用された1人である (Hein, a.a.O., S.254)。
- (33) この点については、ヴァルデックとシュヴェリンという2人の国家指導者の比較人物論として、K. Breysig a.a.O., S.20-5が興味深い。
- (34) O. Hintze, Calvinismus und Staatsräson in Brandenburg zu Beginn des 17. Jahrhunderts, in : Derselbe, Regierung und Verwaltung, Göttingen, 1967. 近年ハーンは、宮廷におけるカルヴァン派＝改革派信仰の近世国家形成への影響を再検討し、より慎重な結論を導き出している (Hahn, Calvinismus参照)。邦語文献としては、有賀弘『宗教改革とドイツ政治思想』東京大学出版会、1966年、第4章；稲本守「国家と教会－プロイセン・ラント教会宗務局の変遷について (1543年-1808年)」『教養学科紀要 (東京大学)』、第23巻、1990年。
- (35) 本稿第2節、2-7頁。
- (36) Bahl, a.a.O., S.199.
- (37) Ebenda, S.204-7.
- (38) ABB, Bd.1, S.411-19.
- (39) A. F. Riedel, Der Brandenburgisch-Preussische Staatshaushalt in den beiden letzten Jahrhunderten, Berlin, 1866, S.51-3, 65f., Beilage Nr.12.
- (40) P. -M. Hahn, Aristokratisierung und Professionalisierung. Der Aufstieg der Obristen zu einer militärischen und höfischen Elite in Brandenburg-Preußen von 1650-1725 (以下Aristokratisierungと略), in : FBPG, NF, Bd.1, Hft.2, 1991.
- (41) ハーンが依拠している史料の中でブリースドルフ編纂の軍指揮官名鑑は特に重要であるが、残念なことに出身地に関するデータがこの文献では詳細でない (Priesdorff, a.a.O.)。
- (42) Hahn, Aristokratisierung, S.193.
- (43) Priesdorff, a.a.O., S.1-98の各将校の欄参照。
- (44) C. Jany, Geschichte der Preussischen

Armee vom 15. Jahrhundert bis 1914, Bd.1, Osnabrück, 1967, S.307.

④5) プロイセン貴族には軍隊勤務を避ける傾向があったといわれる (W. Neugebauer, Der Adel in Preußen im 18. Jahrhundert (以下 Adel と略), in ; R. G. Asch (Hg.), Der europäische Adel im Ancien Régime, Köln/Weimar/Wien, 2001, S.70)。それだけにプロイセン大貴族の中から軍隊に仕官する者が現れた場合、厚遇されたと思われる。

④6) Hahn, Aristokratisierung, S.175,198; Priesdorf, a.a.O., S.52f.

④7) Hahn, Aristokratisierung, S.206-8。ただし長期的な視点でみるならば、相当数の将軍を輩出し、軍の中で高い地位を維持し続けた一族がブランデンブルク貴族の中にあっただけでなくまた事実であった。例えば、1828年までにブランデンブルク=プロイセン軍に将軍を多く生んだ上位10貴族家は次のようであった。クライスト家v. Kleist=14名、シュヴェリン家=11名、ゴルツ家v. d. Goltz=10名、ボルケ家v. Borckeとブレドウ家=9名、マルヴィッツ家とドーナ家=7名、フェール家とシューレンブルク家、プットカマー家v. Puttkammer=6名 (BLHA, MF, Nr.254, fol.3)。この中にブレドウ、マルヴィッツ、フェール、シューレンブルクと中世後期にまでブランデンブルク貴族として迎えられる一族が含まれている。中でもブレドウとシューレンブルクは16世紀の有力城主=官職貴族家であったにもかかわらず (本稿第1節、28頁)、17世紀の宮廷ではほとんどみるべき活動をした形跡が認められないだけに、一層注目に値する。

④8) F. Göse, Die Struktur des Kur-und Neumärkischen Adels im Spiegel der Vasallentabellen des 18. Jahrhunderts (以下 Struktur と略), in : FBPG, NF, Bd.2 (1992), Hft.1.

④9) Ebenda, S.32f. ノイマルク貴族の領地規模と軍隊勤務の関係についてゲーゼはさらに踏み込んだ検討を試みている (F. Göse, Zur Geschichte des Neumärkischen Adels im 17./18. Jahrhundert, in : FBPG, NF, Bd.7 (1997) , Hft.1)。

④0) Göse, Struktur, S.40.

④1) ノイマルク貴族とは逆に、アルトマルクの大貴族達はブランデンブルク=プロイセン国家に勤務することに執心せず、ブラウンシュヴァイクなど中部諸領邦に地位を得る者が少なかつた (Ebenda, S.39)。シューレンブルク家のように多くの軍人を国家に送った一族はそこではむしろ例外的存在であった。アルトマルク貴族の国家に対する態度については、P.-M. Hahn, Fürstliche Territorialhoheit und Lokale Adelsgehalt. Die herrschaftliche Durchdringung des ländlichen Raumes zwischen Elbe und Aller (以下 Adelsgehalt と略), Berlin/New York, 1989, S.319-82が参照されるべきである。また本稿第1節、Ⅲ註(2)も参照せよ。他にプリクニッツの有力貴族にも同様の傾向がみられたという (Neugebauer, Adel, S.69)。

④2) 本稿第2節13、4頁。

II 註

(1) F. Wolters, Geschichte der brandenburgischen Finanzen in der Zeit von 1640-1697. Darstellung und Akten, Bd.2, Die Zentralverwaltung des Heeres und der Steuern, München/Leipzig, 1915, Akte Nr.75.

(2) Wolters, a.a.O., S.15-124.

(3) R. v. Schrötter, Das preussische Offizierkorps unter dem ersten Könige von Preussen, in: FBPG, Bd.23, 1913, S.85-96.

(4) Jany, a.a.O., S.153.

(5) R. v. Schrötter, a.a.O., S.93; Bahl, a.a.O., S.113.

(6) 行軍、糧食補給、宿営手配や医療衛生なども軍政にとって重大な課題であったが、それらを包括的に論じる能力も余裕もない。これらの問題に関しては J. Luh, Ancien Régime Warfare and the Military Revolution, Groningen, 2000, Chap.1が有益である。

(7) 本稿第2節、14、5頁。

(8) Isaacsohn, Urkunde, S.100 ; Wolters, a.a.O., S.270.

(9) Ebenda, S.271f.

(10) Ebenda, Akten, Nr.9,11.

- (1) Jany, a.a.O., S.110 ; Wolters, a.a.O., S.356.
- (2) R. v. Schrötter, a.a.O., S.78.
- (3) Jany, a.a.O., S.583f. ; R. v. Schrötter, a.a.O., S.141f.
- (4) F. v. Schroetter, Die brandenburgisch-preussische Heersverfassung unter dem Grossen Kurfürsten, Leipzig, 1892, S.120f. また同戦争時の財政逼迫に関してはHein, a.a.O., S.111を参照。
- (5) F. v. Schroetter, a.a.O., S.129f. ; Jany, a.a.O., S.210.
- (6) F. v. Schroetter, a.a.O., S.68f. ; Jany, a. a. O., S.324.
- (7) F. v. Schroetter, a.a.O., S.46-8.
- (8) Isaacsohn, Urkunde, S.505f. 50年代以降君主権の軍隊統制が功を奏し、軍隊への諸身分の不満が解消されていったとかつてハーンは述べたことがあったが (Hahn, Landesstaat, S.52)、しかし他方で彼は軍政コミサル達が軍隊を充分統御できずにいたアルトマルクの状況も描いている (Hahn, Adelsgewalt, S.255)。
- (9) 新ビール税金庫等のラントシャフト諸金庫については、本稿第1節、31、2頁参照。
- (10) それについての詳細は、拙稿「絶対主義期プロイセンの農村税制—クールマルクのコントリブチオン制にそくして」(以下「農村税制」と略)『土地制度史学』第136号、1992年とC. G. Thile, Nachricht von der Churmärkischen Kontributions- und Scholeinrichtung oder Land-Steuer-Verfassung des Ritterschafts-Corporis, Halle/Leipzig, 1768を参照。
- (11) 1661年には租税行政に不満を持つウッカーマルクの8村落から、クライスのコントリブチオン課税とクライス金庫会計監査への参加要求が提出され、騎士身分との間で対立が生じた。L. Enders, Die Uckermark. Geschichte einer kurmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert (以下Uckermarkと略), Weimar, 1992, 362f.を参照。
- (12) 拙稿「農村税制」10、11頁、Thile, a.a.O., S.181-366.
- (13) アクチーゼ導入の経緯はIsaacsohn, Urkunde, S.488-572、同制度の内容に関してはABH, Bd.1, S.585-612を参照。
- (14) Isaacsohn, Urkunde, Kap.3,4.
- (15) Ebenda, S.349-58.
- (16) Thile, a.a.O., S.94.
- (17) ABH, Bd.1, S.517f. 価格公定による転嫁防止の試みは功を奏さなかったというのがラヘルH. Rachelの評価である (ABH, Bd.1, S.619-22)。
- (18) ABH, Bd.1, S.623-5. なお以上のような総軍政コミサリアートの租税政策は、斉一的な制度を一挙に実現することを目指したのではなく、むしろ騎士身分に自発的に税制改革を迫る性格のものであったと考えられる。このため、クライスや貴族領都市の中には改革への動きをすぐには見せず、コントリブチオン改革やアクチーゼ導入が18世紀に持ち越されたところもあった (拙稿「農村税制」8頁 ; ABH, Bd.2, 169f.参照)。
- (19) 本稿第2節、9頁。
- (20) Hein, a.a.O., S.55-66.
- (21) Ebenda, S.270,296.
- (22) 援助国とその金額については、Wolters, a.a.O., Akte Nr.78.
- (23) Ebenda, S.245-54, 272-5, Akten Nr. 41, 45-8.
- (24) Ebenda, S. 255f., 279f., Akte Nr. 81 ; Riedel, a.a.O., S.51.
- (25) Jany, a.a.O., S.584.
- (26) Hahn, Aristokratisierung, S.174-6.
- (27) Wolters, a.a.O., S.328-30.
- (28) R. Bonney, The Struggle for Great Power Status and the End of Old Fiscal Regime, in : Derselbe (Hg.), Economic Systems and State Finance (The Origins of the Modern State in Europe, Theme B), Oxford, 1995, 特にS.319f.を参照。
- (29) Wolters, a.a.O., Akte Nr.74.
- (30) Ebenda, S.331 ; Jany, a.a.O., S.425.
- (31) H. Rachel/P. Wallich, Berliner Grosskaufleute und Kapitalisten, Bd.2, Berlin, 1967, S.102-8.
- (32) Ebenda, S.134-46.
- (33) Jany, a.a.O., S.424f.
- (34) O. Hintze, Staat und Gesellschaft unter dem Ersten König, in: Derselbe, a.a.O. (註(3) 文献) , S.361-95.

- (45) 拙稿「御領地財政再編」50-4頁。
- (46) Instruktion und Reglement für das Generaldirectorium, in : ABB, Bd.3, Nr.280. 総 監 理府設立の意義についてはJ. Schellakowsky, Die Instruktion Friedrich Wilhelm I. von Preußen für das „General-Ober- Finanz, Krieges und Domänen-Direktorium“ aus dem Jahre 1723, in: B.Laux / K.Treppe (Hg.), Der neuzeitliche Staat und seine Verwaltung, Stuttgart, 1998を参照せよ。邦語文献としては上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣、1964年、202、3頁、F. ハルトウング (成瀬治/坂井榮八郎訳)『ドイツ国制史—15世紀から現代まで』岩波書店、1980年、157頁。
- (47) 絶対主義国家時代の「予算」概念についてはH.-P.Ullmann, Staatsschulden und Reformpolitik. Die Entstehung moderner öffentlicher Schulden in Bayern und Baden 1780-1820, Göttingen, 1986, S.48-52, 247-52のバイエルンとバーデン財政研究が興味深い。ウルマンは両邦ともに予算制度は実現せず、慣習・伝統・実績がその代替となっていたとしている。ブランデンブルク=プロイセン国家会計制度が異例に整備されていたのか確認するためには、さらなる研究が必要であろう。
- (48) Instruktion (II註 (46)), Art.1,2.
- (49) ABB, Bd.1,Nr.61.
- (50) Ebenda, Nr.78を参照。
- (51) Rachel/Wallich, a.a.O., S.104.
- (52) 拙稿「農村税制」7、8頁。
- (53) クライス財政における租税免除制度については、詳しくは拙稿「農村税制」12-5頁; Thile, a.a.O., S.422-75, 536-54を参照。
- (54) Wolters, a.a.O., S.756f. ; R. v. Schrötter, a.a.O., S.133f.
- (55) Ebenda, S.134f.
- (56) 以上についてはJany, a.a.O., S.682f., 707f.; O. Büsch, Militärsystem und Sozialleben im Alten Preußen 1713-1807, Berlin, 1962, S.18,113-34 ; H. Harnisch, Preussisches Kantonsystem und ländliche Gesellschaft. Das Beispiel der mittleren Kammerdepartments, in : B. R. Kroener (Hg.), Krieg und Frieden. Militär und

Gesellschaft in der Frühen Neuzeit, Paderborn, 1996, S.141-9を参照。また中隊運営や賜暇制度、カントン制については、阪口修平、前掲書、第3部、南正也「18世紀プロイセンの中隊経営」『クリオ』第10/11号、1997年、仲内英三「18世紀プロイセン絶対王政と軍隊(1)(2)」『早稲田政治経済学雑誌』第342、5号、2000、1年によって詳しく検討されているので、ここではこれ以上立ち入らない。なお日本におけるカントン制研究は特にデュッシュの影響を強く受けていたが、彼の「将校=領主、兵士=領民」というテーゼに対するハルニッシュの実証に即した批判は鋭く適切であり、今後は後者もあわせて検討されるべきであるとする。このテーゼは、軍隊内に所領の身分関係が持ち込まれ、逆に軍隊規律が領主支配を強化し、双方での支配関係が互いに相乗的に強化しあっていた、と主張するもので、デュッシュの著書の中心的論点であるが、本稿がそれと違った観点に立っていることは、以下で明らかにする。

(57) Göse, Struktur, a.a.O., S.36f.

(58) 16世紀以前の身分制と絶対主義国家時代のクライス騎士身分制の連続面を強調するあまり、後者の独自の権力的意義を看過してはならない。

III註

- (1) アルトマルクを除くクールマルクの村落所有者については、『ブランデンブルク村落・都市歴史事典』HOLB各巻の6番目の調査項目Herrschaftszugehörigkeitによって調べることができる。筆者は上・下バルニムとウッカーマルクの巻を有していない。またプリクニッツ部分を収めた第1巻の上記項目データはあまりに細密で、そこから集計するのは著しく困難である。ただし上・下バルニムについてはFidicin, a.a.O., Bde.1,2から、またウッカーマルクとプリクニッツについてはエンダースの2冊の大著より大まかな動向を知ることができる。なお以上の史料・著書から所領所有者変化の事実について確かめることはできても、所有者交替の事情については明らかにならない。この点に関してはHahn/Lorenz, a.a.O., Bd.2が

- 有益である。同書は、ブランデンブルク貴族文化を建築史の視点から解明しようとしたものであるが、ここにはクールマルクとノイマルク、ニーダーラウジッツの計168の所領所有者の変遷と、所有者交替の事情についても多くの情報が含まれている。
- (2) 本稿第1節18、28頁。
- (3) 以下については Fidicin, a.a.O., Bd.1 (Niederbarnim), S.XII-XV ; Bd.2 (Oberbarnim), S.XI - XIVを参照。
- (4) Hahn/Lorenz, a.a.O., Bd.2, S.88-92.
- (5) Ebenda, S.33f.,232f.
- (6) Enders,Uckermark, S.465.
- (7) Hahn/Lorenz, a.a.O., Bd.2, S.139.
- (8) シュターヴェノウ領の所有者変遷については、J. Sack, Die Herrschaft Stavenow, Köln/Graz, 1959, S.27-39.
- (9) 本稿第2節、27頁。
- (10) L. Enders, Die Prignitz. Geschichte einer kurmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert (以下 Prignitz と略), Potsdam, 2000, S.689-94, 944-50 ; Hahn / Lorenz, a.a.O., Bd.2, S.473,524.
- (11) 本文で扱わなかったルピンとアルトマルクの所領所有について、簡単に注目すべき点をあげておこう。ルピンはもともと御領地占有率の高いクライスであり、大規模所領を有する貴族家はなかった。その中では軍人を多く送り出したクェスト家が所領を拡大し、逆にグレーベン家がハーヴェルラントでと同様消滅しているのが目立った変化といえる (HOLB, Tl.2 (Ruppin))。アルトマルクでも御領地の拡大はみられるが (HHBB, Lfg.31,33)、新興エリートに進出は旧貴族を脅かすほどのものではなかった (Bahl, a.a.O., S.292)。アルヴェンスレーベン家やシュレーンブルク家は相変わらず大所領を維持し、アルニム家を除き、クールマルクにおいてそれらに匹敵する大領主は他になかったであろう。三十年戦争後のアルヴェンスレーベン家の領地支配については Hahn, Adelsgewalt, S.252-319、シュレーンブルク家については U. Gleixner, Das Gesamtgericht der Herrschaft Schulenburg im 18. Jahrhundert. Funktionsweise und Zugang von Frauen und Männern (以下 Gesamtgericht と略), in : HZ, Beiheft 18, 1995 を参照。
- (12) この点に関する筆者の研究は未だ充分ではなく、マルヴィッツ家の有するフリーデルスドルフ領研究によって、いずれ詳細に論じる予定である。
- (13) 以下については F. Martiny, Die Adelsfrage in Preußen vor 1806 als politisches und soziales Problem, Stuttgart/Berlin, 1938, S.16f.、飯田恭「18世紀プロイセン貴族の社会的特質－ヴェストファーレン貴族との対比の試み」『社会経済史学』第58巻第4号、1992年、80-5頁を参照。
- (14) Hahn/Lorenz, a.a.O., Bd.2, S.232.
- (15) BLHA, MF, Nr.255,256.
- (16) 世襲財産制については、加藤房雄氏の『ドイツ世襲財産と帝国主義』勁草書房、1990年が参照されねばならないことは言うまでもない。
- (17) Hahn, Adelskultur, S.34-41. この統計の調査対象は、1815年以降にブランデンブルク州に属していた地域であるため、アルトマルクは除外されており、かわってニーダーラウジッツやベルツィヒヒなどが含まれている。
- (18) Enders, Prignitz, S.945.
- (19) 騎士領の債務肥大化については、ラントシャフト信用機関とそれが発行する無記名式不動産抵当債券 Pfandbrief を重視する研究はわが国にもあった (柳川平太郎「プロイセンにおけるラントシャフト信用制度の成立とその経済的意義」『土地制度史学』第76号、1977年)。しかし1805年時におけるブランデンブルクの騎士領債務残高の内訳をみるならば、ラントシャフト不動産抵当債券によるのは173万ターレルであったのに対し、記名式抵当債券 Privathypothek は1332万ターレルにも及んでいる (H. Mauer, Die private Kapitalanlage in Preußen während des 18. Jahrhunderts, Mannheim/Berlin/Leipzig, 1921, S.74f.)。前者の発行と土地投機の関連性を問う柳川氏の議論は確かに意義深いものであるが、後者の多くが遺産相続の際に発生していることを考慮するならば、ラントシャフト不動産抵当債券の重要性を過度に強調することは、領主の経済的苦境の重大原因を見逃すことにもなりかねないのではないか。

- ⑳ BLHA, MF, Nr.256, 257よりこの夫婦それぞれの財産状況が明らかになる。
- ㉑ Enders, Prignitz, S.952.
- ㉒ 17世紀後半の農村社会再建の困難さについてはEnders, Uckermark, S.338-80が是非とも参照されなければならない。
- ㉓ Dieselbe, Prignitz, S.716.
- ㉔ W. Vogel (Hg.), Prignitz-Kataster 1686-1687, Köln/Wien, 1985.
- ㉕ Enders, Uckermark, S.356-8.
- ㉖ W. W. Hagen, Seventeenth-Century Crisis in Brandenburg. The Thirty Years' War, the Destabilization and the Rise of Absolutism, in : American Historical Review, Nr.94, 1989, S.315f.
- ㉗ W. Neugebauer, Absolutistischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preußen (以下 Schulwirklichkeit と略), Berlin/New York, 1985, S.286; Enders, Prignitz, S.680.
- ㉘ 以下については、W. Neugebauer, Die Leibeigenschaft in der Mark Brandenburg. Eine Enquete in der Kurmark des Jahres 1718, in : F. Beck/K. Neitmann (Hg.), Brandenburgische Landesgeschichte und Archivwissenschaft, Weimar, 1997; Enders, Uckermark, S.346,384-8; Enders, Prignitz, S.725f. ; F. Grossmann, Über die gutsherrlich-bäuerlichen Rechtsverhältnisse in der Mark Brandenburg vom 16. bis 18. Jahrhundert, Leipzig, 1890, S. 52-4.
- ㉙ Enders, Uckermark, S.360f.にこのような事例が紹介されている。
- ㉚ Dieselbe, Prignitz, S.668.
- ㉛ Ebenda, S.722-5.
- ㉜ 高柳信一、前掲書、301頁。
- ㉝ Enders, Prignitz, S.736-44.
- ㉞ Ebenda, S.714-22,984-93 ; Dieselbe, Das bäuerliche Besitzrecht in der Mark Brandenburg, untersucht am Beispiel der Prignitz vom 13. bis 18. Jahrhundert, in : J. Peters (Hg.), Gutsherrschaftsgesellschaften im europäischen Vergleich, Berlin, 1997, S.410-16. このような経路で隷役小作制が発生することについては、既に藤瀬浩司氏が先駆的

に論じているが、その普及の時期について筆者との間で見解の相違があることは、既に第1節で述べた(同氏『近代ドイツ農業の形成—いわゆる「プロシャ型」進化の検証—』御茶の水書房、1967年、79-87頁;本稿第1節、II註(48)、参照)。なお、領主=農民間で彼らが永代借地農民・自由農民であるか隷役小作農であるか争われることが多かったのは、領主の抵当権が所有権に転化する際に、その基準が曖昧であったことに由来していたのではないか。

㉟ Enders, Prignitz, S.986; Sack, a.a.O., S.100.

㊱ Hagen, a.a.O., S.329-31.

㊲ Enders, Uckermark, S.391f.

㊳ BLHA, MF, Nr.251,fol.6,19f.

㊴ BLHA, MF, Nr.19,fol.64; Nr.21,fol.129.

㊵ 以上によって得た結論にもとづいてわれわれは、わが国における代表的な近世ドイツ農村史研究に対して、本稿の立場を明らかにしておきたい。北條功『プロシャ型近代化の研究—プロシャ農民解放期よりドイツ産業革命まで—』御茶の水書房、2001年については、『社会経済史学』第67巻、第6号、2002年において筆者は既に書評を行っているが、そこでは次の点を指摘しておいた。氏は、オストエルベ経済の絶頂期である18世紀中葉の史料にもとづき、15・6世紀まで遡ってその歴史を描こうとしている。このためオストエルベの経済発展を過大評価する傾向があり、いわゆる生産要素の稀少性という点で、①土地、②労働、③資本という序列を暗黙の前提に、歴史像が組み立てられている。しかし現実には17世紀を中心にかんがいの時期において、そこでの不足の度合いは、①資本、②労働、③土地という順番で深刻であった。このように序列を逆転させると、領主の役割は自ずと異なって見えてくる。即ち農民から土地を奪い、賦役を課すという側面よりも、むしろあり余る農地に労働力を定着させるために資本を自ら用意することに迫られる領主、という面が浮かび上がってくるのである。これに対して農場領主制の核心部分となる隷役小作制形成を、オストエルベ農民経営の構造的脆弱さから説明しようとする藤瀬浩司氏の前掲書は、本稿の理解と共通するところも大きい。しかし次の点においてわれわれの見解とは異なる。藤瀬氏はこのような構造的規定性を重視し、16世

紀の好況期にも隷役小作制の相当程度の展開をみるが、これに対して長期的循環を重視する本稿は、農民経営の脆弱さが絶えず発現・深刻化するのではなく、むしろ不況期、特に「17世紀危機」の時代に集中的に表面化したと考える。最後にオストエルベ研究ではないが、肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質 — 農民屋敷地に焦点をあてて —」『経済学論集』第57巻、第4号、1992年についても是非触れておかなければならない。氏は北西ドイツを事例に、中世より近代前半にかけての「フーフエ原理」社会における階層分化の論理を追究し、そこで旧農民、世襲ケッター、共有地ケッター、プリンクジツァー、ホイアーリングという序列で下に向かって階層形成する過程を明らかにした。氏の研究は、「農民層両極分解論」に代わる階層分化論構築を目指したものとして問題提起的であり、それは前者と同様「理念型」的であることによってドイツ近世農村史研究の方法的基準としての意義を有する。それにもかかわらず、というよりもむしろそれゆえに、氏の析出した論理は全ての「フーフエ原理」農村社会にそのまま適用できるわけではない。特にブランデンブルクでは階層分化の起点となる農民経営が不安定であるために、地層のごとく階層が積み重ならず、17世紀のような不振期には一旦形成された農村階層秩序が清算され、フーフエ保有農民（旧農民に当たる）の経営はコセーテ農民（ケッターにあたる）や日雇労働者と伍して再建されねばならなかった。ブランデンブルクは「フーフエ原理」社会の周辺地にあり、そこでの農民経営は戦争被害から回復力を欠き、このためその弱体さを補完するものとして農場領主制が社会的意味を持った、というのが本稿の立場である。

(41) Enders, Prignitz, S.663-5.

(42) 本稿第2節、22頁。

(43) Enders, Prignitz, S.767-73.

(44) Dieselbe, Uckermark, S.362f.

(45) ハルニッシュはシュルツェを村落における裁判領主の代理者として規定するが、これに対してペータースは両者の中間にあって微妙な地位にあるものとして描き、さらにエンダースはシュルツェが農民の一人として行動する場合が多いことを強調する傾向がある。これは各

自の村落自治評価とも関係している。ハルニッシュの研究として H. Harnisch, *Gemeindeeigentum und Gemeindefinanzen im Spätfeudalismus* (以下 *Gemeindeeigentum* と略), in: *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, Bd.8, 1981, S.138-40; Derselbe, *Die Landgemeinde in der Herrschaftsstruktur des feudalabsolutistischen Staates*. Dargestellt am Beispiel von Brandenburg-Preußen (以下 *Landgemeinde* ① と略), in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus*, Bd.13, 1989, S.204; Derselbe, *Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet. Mit Schwerpunkt Brandenburg* (以下 *Landgemeinde* ② と略), in: *HZ, Beiheft* 13, 1991, S.312f.、ペータースの研究として J. Peters, *Flexible Konfliktgemeinschaft. Zur gemeindlichen Handlungsstruktur in den saldernischen Prignitzdörfern in der Frühen Neuzeit* (以下 *Konfliktgemeinschaft* と略), in: T. Rudert/H. Zückert (Hg.), *Gemeindeleben. Dörfer und kleine Städte im östlichen Deutschland*, Köln/Weimar/Wien, 2001, S.90-3、エンダースの研究として L. Enders, *Die Landgemeinde in Brandenburg. Gründungszüge ihrer Funktion und Wirkungsweise vom 13. bis zum 18. Jahrhundert* (以下 *Landgemeinde* と略), in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, Bd.129, 1993, S.218, 243-5; Dieselbe, *Schulz und Gemeinde in der frühneuzeitlichen Mark Brandenburg* (以下 *Schulz* と略), in: Rudert/Zückert, a.a.O., S.118-22 が参照されるべきである。三十年戦争後における牧師の領主や村落に対する立場については、J. Peters, *Das laute Kirchenleben und die leisen Seelensorgen*, in: R. v. Dülmen, *Arbeit, Frömmigkeit und Eigensinn*, Frankfurt (M), 1990, S.94-105 を参照。なおエンダースによると、村落裁判を主宰するシュルツェを任命したのは確かに領主であったが、しかし現実には村落共同体の推挙・同意・拒否を踏まえて上で任命されていた。同じことは牧師にも当てはまるという (Enders, *Landgemeinde*, S. 243f., 246; Dieselbe, *Schulz*, S.118)。

(46) Gleixner, *Gesamtgericht*, S.311-22.

- (47) Dieselbe, „Das Mensch“ und „der Kerl“. Die Konstruktion von Geschlecht in Unzuchtverfahren der Frühen Neuzeit (1700-1760) (以下Menschと略), Frankfurt (M), 1994, S.72.
- (48) B. Hinz, Die Schöppenbücher der Mark Brandenburg, Berlin, 1964, S.15.
- (49) M. Bassewitz, Kurmark Brandenburg, ihr Zustand und ihre Verwaltung unmittelbar vor dem Ausbruch des fränkischen Krieges im Oktober 1806, Leipzig, 1847, S.77. より詳しくは Gleixner, Gesamtgericht, S.308f.; Hahn, Adelsgewalt, S.278-89を参照。ただしアルトマルクの所領総裁判所は16世紀に既に存在していたが、三十年戦争以後に制度的に整備されていった。アルトマルク以外にそれがあったかは不明である。
- (50) Gleixner, Mensch, S.44.
- (51) 本稿第1節、21、2頁。
- (52) Hinz, a.a.O., S.11f.,99f.
- (53) Enders, Prignitz, S.1025.
- (54) Peters, Konfliktgemeinschaft, S.91-3 に、独善的な態度によって村民より嫌われたシュルツェの例があげられている。
- (55) P. -M. Hahn, ‚Absolutistische‘ Polizeigesetzgebung und ländliche Sozialverfassung, in : Jahrbuch für Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands, Bd.29, 1980.
- (56) Gleixner, Gesamtgericht, S.312.
- (57) Peters, Konfliktgemeinschaft, S.94. 詳細はHinz, a.a.O., S.54-86を参照。
- (58) Enders, Landgemeinde, S.233-40 ; Hinz, a.a.O., S.55.
- (59) Enders, Landgemeinde, S.209,245.
- (60) Gleixner, Gesamtgericht, S.310. 筆者も、19世紀初頭のフリーデルスドルフ領の場合であるが、窃盗などの軽犯罪については裁判官の同席なしにシュルツェと参審員を中心とした村落裁判の場で審理され、刑が科されていたことを確認している (BLHA, MF, Nr.139)。なお村落裁判によって科された科料は裁判領主や耕地番Flurpolizistに支払われるが、これに加えて共同体の掟を破った者は、村に対しては樽ビールあるいはビール代を負担した。財源が貧弱で、村落裁判の科料収入が村落共同体の中
- 心的財源となっていることを、ハルニッシュはオストエルベ村落自治の未発達さの根拠としている (Harnisch, Gemeindeeigentum, S.163f.)。しかし後述するように、村落自治と文化にとって「樽ビール」が持つ重大な意味を、グライクスナーが解き明かした。
- (61) 以下については、Gleixner, Mensch,特に S.47-50, 84-6, 96f.,176-205を参照。シューレンブルク家領地のあったアルトマルクは、ブランデンブルクの中で唯一エルベ河西岸に位置するが、しかし村落行政のあり方に関しては東岸の他の地域と基本的に共通していることは、グライクスナーばかりではなく、彼女と異なる立場に立つハルニッシュも認めている点である (Harnisch, Gemeindeeigentum, S.137 ; Derselbe, Landgemeinde①, S.309)。
- (62) 以下は、U. Gleixner, Die „Ordnung des Saufens“ und „das Südliche erkennen“. Pfingst- und Hütetiere als gemeindliche Rechtskultur und Gegenstand pietistischer Mission (Altmark 17. und 18. Jahrhundert) (以下Pfingstbierと略), in : J. Peters (Hg.), Konflikt und Kontrolle in Gutsherrschaftsgesellschaften. Über Resistenz- und Herrschaftsverhalten in ländlichen Sozialleben der Frühen Neuzeit, Göttingen, 1995を参照。
- (63) Ebenda, S.29-53.
- (64) Hahn, Calvinismus, S.261.
- (65) Deppermann, a.a.O., S.27-33.
- (66) C. Hinrichs, Preußentum und Pietismus. Der Pietismus in Brandenburg-Preußen als religiös-soziale Reformbewegung, Göttingen, 1971, S.126-73.
- (67) Ebenda, a.a.O., S.158.
- (68) Gleixner, Pfingstbier, S.36-9.
- (69) Deppermann, a.a.O., S.15f. ; Hinrichs, a.a.O., S.2-10,59f.
- (70) Ebenda, S.178.
- (71) Hahn, Adelskultur, S.50 ; R. M. Berdahl, The Politics of the Prussian Nobility. The Development of a Conservative Ideology 1770-1848, New Jersey, 1988, S.67f.
- (72) わが国の敬虔主義研究は中谷博幸氏や村上涼子氏、蝶野立彦氏によって進められてきたが、

主にシュペーナーの段階に研究の中心があるようである。これに対してハレの敬虔主義と国家の関係を扱ったものとしては、増井三夫『プロイセン近代公教育成立史研究』亜紀書房、1996年がある。同書は教育史研究であることに加えて、宗教史、比較経済史、国制史研究の成果もとりいれ、壮大な構想力によって18世紀プロイセン史を描き出すことに成功している。しかし著者に対して異論を全く持たないわけではない。ここでは「国家＝敬虔主義」同盟の理解について、次の2つの問題を提起しておきたい。先ず氏は、18世紀後半の啓蒙思想家ガルヴェChr. Garveの主張などにもとづき、「国家＝敬虔主義」同盟による「社会的規律化」の対象となった農村民衆を、領主に対して恭順な臣民と描いている（同書、81-93頁）。しかしそれらが直面した民衆社会は啓蒙思想家の脳裏にあったような従順なものではなく、17・8世紀交替期のそれであり、しかも容易には御しがたいものであったというのが本稿の立場である。第2に、敬虔主義による「社会的規律化」の成果を氏は過大評価しているのではないか。グライクスナーばかりではなく、ノイゲバウアーの教育史研究も村落学校への敬虔主義の影響に対しては懐疑的であり（Neugebauer, Schulwirklichkeit, 特に Teil 2, Kap.3を参照）、農村におけるその社会的影響が限定的であったという点では、近年の研究は一致をみているように思われる。軍隊内の規律が領地支配に持ち込まれたとするピュッシュO. Buschの説を本稿が支持しないのは、敬虔主義の影響が重大でないと考えているためでもある。

結語・註

- (1) 本稿、序論10頁。
- (2) Bahl, a.a.O., S.240, Tafel 18 (S.643).
- (3) 日本におけるロッホウ研究は、レカーン校の試みを同家の所領支配と関連づけて問うという点では十分でないとの印象を持っている（田中昭徳『ロホー国民教育思想の研究』風間書房、1989年、寺田光雄『民衆世界の世界像—ドイツ民衆学校読本の展開』ミネルヴァ書房、1996年、増井三夫前掲書、第6章第4節）。

- (4) H. Kaak, Vermittelte, selbsttätige und maternale Herrschaft. Formen gutsherrschaftlicher Durchsetzung, Behauptung und Gestaltung in Quilitz-Friedland (Lebus/Oberbarnim), in: J. Peters (Hg.), a.a.O. (III註 (62)), S.90-117.
- (5) F. A. L. v. d. Marwitz, Nachrichten aus meinem Leben, in: F. Meusel (Hg.), Friedrich August Ludwig von der Marwitz. Ein Märkischer Edelmann im Zeitalter der Befreiungskriege, Bd.1, Berlin, 1908, S.202f.
- (6) BLHA, MF, Nr.20.
- (7) BLHA, MF, Nr.111.
- (8) W. Neugebauer, Die Schulreform des Junkers Marwitz. Reformbestrebungen im brandenburg-preussischen Landadel vor 1806, in: P. Albrecht/E. Hinrichs (Hg.), Das niedere Schulwesen im Übergang vom 18. zum 19. Jahrhundert, Tübingen, 1995; Derselbe, Bildungsreformen vor Wilhelm von Humboldt. Am Beispiel der Mark Brandenburg, in: JfBLG, Bd.41, 1990, S.243f.
- (9) Meusel, a.a.O., Bd.1, S.XIX.
- (10) 啓蒙主義的教育思想家ロッホウと保守的軍人マルヴィッツの間に意外な共通性を見出したのはノイゲバウアーの卓見である。ロッホウの中の伝統的要素もマルヴィッツの中の革新的要素も、共にそれぞれの人格の本質的部分を構成している。ロッホウにおける伝統的要素の検討がなおざりにされがちなのと同様、マルヴィッツも伝統に固執する領主とのイメージがつきまとった（K.マンハイム（森博訳）『保守主義的思考』ちくま学芸文庫、1997年、163-6頁; Berdahl, a.a.O., S.134-143）。ロッホウ、マルヴィッツいずれについても近年ドイツでは新しい研究動向（H. Schmitt/F. Tosch (Hg.), Vernunft für Volk. Friedrich Eberhard von Rochow im Aufbruch Preußens, Henschel Verlag, 2001; E. Frie, Friedrich August Ludwig von der Marwitz. Biographien eines Preußen, Paderborn, 2001）がみられるが、その像の再検討はわれわれの課題でもある。

第1図 18世紀クールマルクのクライス区画



第2図 ブランデンブルク＝プロイセン国家 (1707年)



第14表 ハーヴェルラントの主要所領所有者 (単位: 村落数)

所 有 者	1650年		1700年		1750年	
	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有
御領地	18	17	27	20	32	21
v. Bredow	15	14	15	9	16	7
v. d. Hagen	6	4	6	5	6	5
v. d. Gröben	6	3	1	1	0	0
v. Hake	5	5	2	5	1	4
v. Ribbeck	5	2	6	1	5	1
v. Brögicke	3	6	2	4	2	4
v. Redern	3	5	1	6	1	8
ブランデンブルク司教座	11	6	11	5	11	6
ブランデンブルク市	5	2	5	1	5	1

典拠: HOLB, Tl. 3 (Havelland) より作成。

注: 数字には「分農場」Vorwerkは含まれていない。第15、16表についても同じ。

第15表 テルトウ、ツァウヒェの主要所領所有者 (単位: 村落数)

所 有 者	1650年		1700年		1750年	
	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有
御領地 (テルトウ)	38	18	53	18	77	14
御領地 (ツァウヒェ)	30	4	38	3	39	3
v. Rochow	12	4	9	3	11	2
Schenk v. Landsberg	11	1	5	0	0	0
v. Schlabrendorf	5	9	2	10	1	7
v. Hake	4	4	3	3	3	3
v. Otterstädt	4	3	4	1	3	1
v. Beeren	3	2	3	2	3	1
v. Wilmersdorf	1	2	1	1	2	5
v. Brögicke	1	2	2	0	2	0
ブランデンブルク司教座	3	0	1	0	1	0

典拠: HOLB, Tl. 4 (Teltow), Tl. 5 (Zauch-Belzig) より作成。

第16表 レブスの主要所領所有者 (単位: 村落数)

所 有 者	1650年		1700年		1750年	
	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有
御領地	20	2	25	4	28	5
v. Burgsdorf	14	2	9	3	8	2
v. Schapelow	4	2	0	1	0	1
v. Pfuel	3	3	1	1	1	1
v. Wulffen	3	1	3	1	3	1
v. Strantz	3	0	3	0	3	0
v. d. Marwitz	3	0	3	0	3	0
v. Hohendorf	2	0	2	0	2	0
v. Derfflinger	0	0	6	0	0	0
v. Flemming	0	0	5	0	5	0
フランクフルト大学	7	0	8	0	8	0
フランクフルト市	2	1	2	1	3	0
ヨハネ騎士修道会	2	3	2	3	3	2

典拠: HOLB, Tl. 7 (Lebus) より作成。

第17表 大選帝侯フリードリッヒ・ヴィルヘルム治世の枢密
参議新任者の出身別構成

	旧 貴 族	新貴族・市民
1640年代		
ブランデンブルク	10	3
帝国貴族	3	
ポメルン	2	1
その他	4	
1650年代		
ブランデンブルク	2	1
帝国貴族	1	
ポメルン	2	
プレーメン	2	
その他	3	5
1660年代		
ブランデンブルク	4	
帝国貴族	1	
その他	1	1
1670年代		
ブランデンブルク	1	
ポメルン	2	
その他	3	3
1680年代		
ブランデンブルク	1	1
帝国貴族	1	
ポメルン	2	
その他	3	3

典拠：Bahl, a. a. o., S.408-410, 421-623より作成。

注：1) 1640年代に分類された者達の中には、それ以前に就任した者も含まれている。

2) 1676年に就任したシュヴェリン子O. Freih. v. Schwerin (d. j.)はベルリン生まれであるが、父にあわせてポメルンに含めた。また17世紀に帝国貴族の身分を得た者も、元来の出身身分に含めている。

第18表 農民農場数の動向

	A	B	C	D	E
ウッカーマルク	(1624年)	(1650年)	(1687/8年)	—	(1734年)
フーフエ保有農民	4,807	497	1482.5		3,238
コセーテ農民					
ブリクニッツ	(1576年)	(1652年)	(1686年)	(1719年)	(1745年)
フーフエ保有農民	3,315	1,095	2,181	2,804	3,077
コセーテ農民	1,163	600	610	741	847
テルトウ	(1624年)	(1652年)	—	(1711年)	(1745年)
フーフエ保有農民	1,175	595		864	909
コセーテ農民	720	466		450	473

典拠：ウッカーマルクについては、Enders, Uckermark, S. 337, 379, 506、ブリクニッツについてはHOLB, Tl. 1 (Prignitz) ; J. Schultze, Die Prignitz und ihre Bevölkerung nach dem Dreißigjährigenkriege, Perleburg, 1928, テルトウについては, Fidicin, Bd.1(Teltow), S.149-152; HOLB, Tl.IV(Teltow)より作成。

注：ブリクニッツの数値は、J. Schulze, Die Prignitz. Aus der Geschichte einer markischen Landschaft, Köln/Graz, 1956, S.213やW. Vogel, Prignitz-Kataster 1686-1687, Köln/Wien, S.3にある統計から乖離している。これは、1652年以後の記録を持つが、1576年についてはそれを持たない村落があり、それらについて本表では52年以後の集計にも加えていないことによるところが大きい。またHOLBのデータは各巻第7調査項目のWirtschafts- u.Sozialstrukturより採っているが、同項目の数値は原資料の不齊一や混乱を反映し、不完全なものも少なくない。このため誤差が生じるのは不可避である。